

第2次長崎県環境教育等行動計画 中間見直し（素案）

～ 一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むために ～



令和7年11月

(白 紙)

目 次

第1章 行動計画中間見直しの趣旨及び考え方	1
1. 行動計画中間見直しの趣旨	1
2. 行動計画中間見直しの基本的考え方	2
(1) ESDの視点を踏まえた環境教育	3
(2) SDGsとESDの考え方の活用	5
(3) 環境教育を通じた学びの実践	7
(4) ライフステージに応じた環境教育等	8
第2章 行動計画の評価・検証	10
1. 計画目標（身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合）の評価・検証	10
(1) 現状と課題	10
(2) 今後の方向性	16
2. 施策ごとの取組の評価・検証	17
(1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進	17
(2) 協働取組の推進	18
(3) 人材の育成	18
(4) 拠点としての機能を担う体制の整備	19
第3章 行動計画の基本的事項	21
1. 行動計画の位置付け	21
2. 行動計画の目指す目標	22
3. 行動計画の計画期間	22
4. 行動計画の数値目標	22
5. 施策と体系	23
(1) 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進	23
(2) 協働取組の推進	23
(3) 人材の育成	23
(4) 拠点機能と情報発信の充実	24
6. 各主体の役割	25
(1) 学校等の役割	25
(2) 家庭・地域の役割	25
(3) 事業者の役割	26
(4) 行政の役割	26

第4章 行動計画の施策の展開	28
1. 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進	29
2. 協働取組の推進	33
3. 人材の育成	35
4. 拠点機能と情報発信の充実	37
第5章 行動計画の進行管理	39
1. 進行管理の方法と体制	39
2. 計画目標の達成状況把握	40
3. 施策の取組状況の把握	40

1. 行動計画中間見直しの趣旨

環境と経済の両立を図りながら持続可能な社会を構築するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政といったあらゆる主体が、様々な場において、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育（以下「環境教育等」という。）の推進に取り組むことが重要です。

さらに、長崎県においては、海と山の織りなす美しく豊かな自然環境や、海外との交流によって培われた歴史的・文化的遺産など、特色ある恵み豊かな環境を次の世代へと引き継ぐ責任があります。

このため、長崎県においては、2005（平成17）年3月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を策定しました。

その後、2011（平成23）年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」へ改正されるとともに、協働取組の推進が目的として追加され、2012（平成24）年6月に環境教育等促進法第7条に基づき国が定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）が定められました。

そこで、長崎県においては、2014（平成26）年3月に従来の「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を「長崎県環境教育等行動計画」として改定し、協働取組の推進や拠点体制の整備など環境教育等に関する取組事項を充実しました。

また、2019（平成31）年3月には長崎県環境教育等行動計画を策定して5年が経過し、終期を迎えることから、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、「第2次長崎県環境教育等行動計画」として改定を行いました。

本計画は、2019（平成31）年度から2030（令和12）年度までの計画としていますが、県の総合計画や環境基本計画の見直し年度である2025（令和7）年度を中間年度として検証及び見直しを行うこととしており、2024（令和6）年5月に閣議決定された国基本方針の改定も踏まえ、計画の見直しを行います。この計画では、長崎県環境基本計画の基本目標である

◇脱炭素型の社会づくり（脱炭素）

◇人と自然が共生する社会づくり（共生）

◇循環型社会づくり（循環）

◇安全・安心で快適な環境づくり（安全・安心）

を念頭に置いて、環境保全の基盤となる取組の推進・充実のひとつである環境教育等の取組を総合的・体系的に推進します。

2. 行動計画中間見直しの基本的考え方

私たちが直面する環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えることから生じており、私たち一人ひとりが取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会づくりを目指していく必要があります。

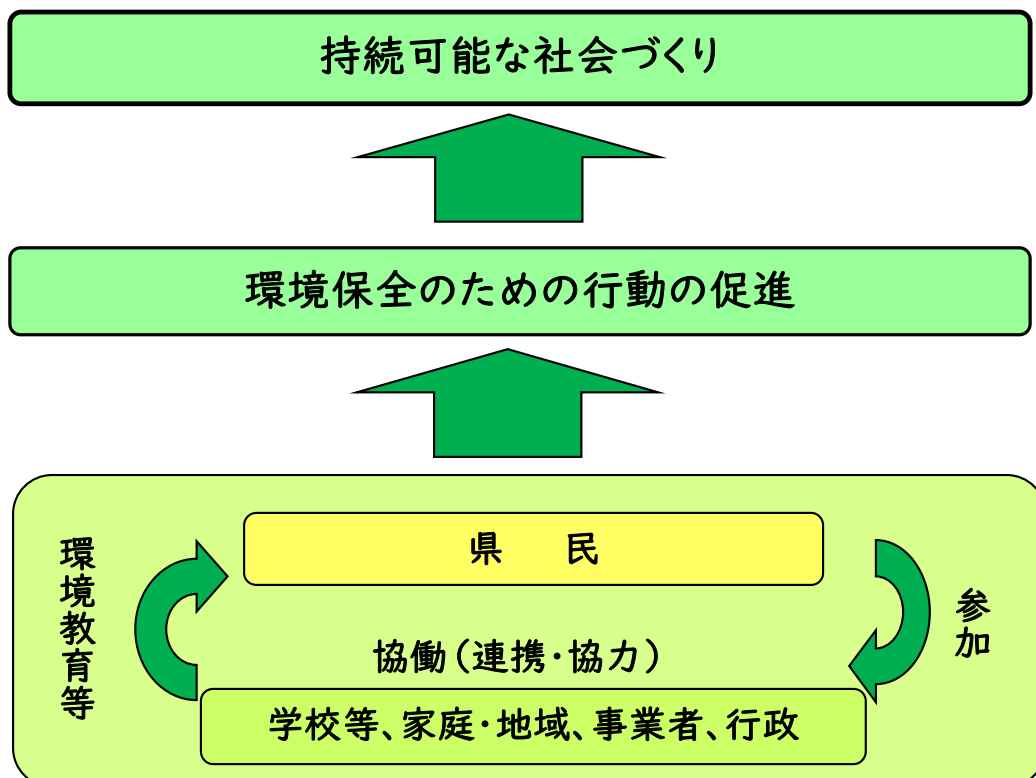
それぞれが自らの問題として主体的に行動するよう促すためには、本県の豊かな環境に関する情報や身近な環境問題、各地で行われている環境を守る取組などについて、積極的に情報発信するとともに、県民一人ひとりに伝えることが必要です。

一方、それぞれの環境保全のための行動を促すためには、環境教育は、すべての大人や子どもに対して、あらゆる場において、また、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じ、知識の習得にとどまらず、具体的な行動を実践するために必要な技能の習得等を通して、個人の意識や行動の変容を促すとともに、社会や組織の変革と連動してこれらを支えるという視点で行われることが必要です。

さらに、持続可能な社会づくりのためには、体験活動や対話、情報通信技術（ICT）の活用に着目しながら、子どもや若者の力を引き出すとともに、大人の意識や行動の変容を促すことが重要です。

この計画においては、次の（１）～（４）に示す新しい考え方を踏まえながら、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力し環境教育等に取り組むことによって、一人ひとりの環境保全のための行動を促し、さらにその一人ひとりが自ら主体的に取り組むことにより、持続可能な社会づくりを目指していきます。

〈図表１〉環境教育等の推進の基本的な考え



(1) ESD の視点を踏まえた環境教育

「持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development)」は、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。ESD は「持続可能な社会づくりの担い手(人材)」を育む教育です。

我が国の提唱により開始された「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」(2005～2014年)の後継として、2013(平成25)年にユネスコ総会において採択された「グローバル・アクション・プログラム(GAP)」の取組を国内で進めるため、2016(平成28)年に「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画(以下「ESD 国内実施計画」という。)が策定されました。

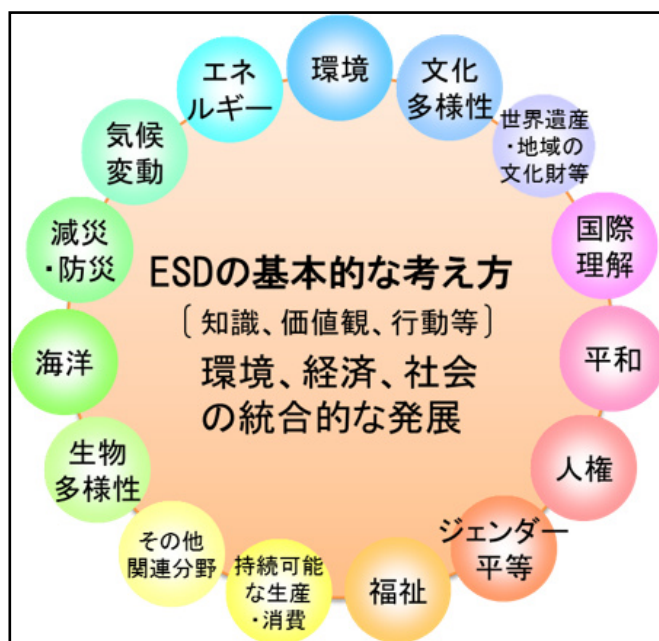
2021(令和3年)年5月には、我が国における持続可能な開発のための教育に関する実施計画(第2期 ESD 国内実施計画)が策定され、ESD は「人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、問題の根本的な要因等にも目を向け身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動」であると明記されました。

また、教育の分野においても、学習指導要領において、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられ、「カリキュラム・マネジメント」の実現や「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業の改善を行っていくことが示されました。

さらに、2023(令和5年)6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画においても、高等教育や社会教育を含む教育政策全体の総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられ、今後の教育政策に関する方針や施策に ESD の推進が言及されています。

こうした経緯も踏まえ、環境教育は ESD の考え方を踏まえ実施していく必要があります。

〈図表2〉ESD の概念図



出典:文部科学省

〈図表3〉ESD の考え方を踏まえた環境教育の目的と視点

【育みたい力】 ・問題や現象の背景を理解する力 ・多面的かつ総合的なものの見方を重視し体系的に思考する力 ・物事を批判的にとらえ代替案を思考する力（クリティカル思考） ・創造的に思考する力 ・未来像を予測して計画を立てる力 ・データや情報を分析する力 ・協調的に課題を解決する力 ・複雑さやリスクに対応する力 ・コミュニケーションをとる力 ・リーダーシップを発揮する力 ・シティズンシップを発揮して市民として参加する力 など	【育みたい態度】 ・市民として責任ある行動を取る態度 ・他者と協力する態度 ・つながりを尊重する態度 ・進んで参加する態度 ・自身の行動変容を進めようとする態度 など
【育みたい価値観】 ・環境の尊重 ・人間の尊重 ・多様性の尊重 ・包摂性の尊重 ・非排他性 ・機会均等 ・平和と非暴力 など	【強調したい視点】 ・地球規模及び身近な環境の変化に気づくこと ・環境に関わる問題を科学的かつ客観的にとらえること ・環境に関わる問題の多面性を認め、多様な視点から公正な態度でとらえること ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解すること ・ライフサイクル（生産・流通・消費・廃棄）の視点で経済社会システムの環境負荷をとらえること ・環境負荷とそれに伴うリスクを生み出している社会経済の仕組み、生活や文化のあり方を省みること ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと ・人間を含む生態系の中のいのちの大切さ、いのちの支え合いを学ぶこと など

出典：環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働の推進に関する基本的な方針（環境省（2024（令和6年））

(2) SDGs と ESD の考え方の活用

2015(平成27)年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現するため2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」として、17のゴール(分野別目標)及び169のターゲットを提示しており、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが含まれています。

〈図表3〉持続可能な開発目標(SDGs)



出典: 国際連合広報センターホームページ

◇17のゴールのうち、**赤字(下線太字)**は少なくとも環境に関連している13のゴール

出典: 環境省ホームページ参照

- 目標1 貧困の撲滅
- 目標2 飢餓撲滅、**食料安全保障**
- 目標3 **健康・福祉**
- 目標4 万人への**質の高い教育**、生涯学習
- 目標5 ジェンダー平等
- 目標6 **水・衛生**の利用可能性
- 目標7 **エネルギー**へのアクセス
- 目標8 包摂的で**持続可能な経済成長**、雇用
- 目標9 強靱なインフラ、**工業化・イノベーション**
- 目標10 国内と国家間の不平等の是正
- 目標11 持続可能な**都市**
- 目標12 **持続可能な消費と生産**
- 目標13 **気候変動**への対処
- 目標14 **海洋**と海洋資源の保全・持続可能な利用
- 目標15 **陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性**
- 目標16 平和で包摂的な社会の促進
- 目標17 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・**パートナーシップ**の活性化

ESD は SDGs 目標4(質の高い教育をみんなに)の中のターゲット4.7に記載されていますが、「持続可能な社会の担い手づくり」を通じて、17すべての目標の達成に貢献するものであり、ESD をより一層推進することが、SDGs の達成につながっています。

2023(令和5)年に政府が策定した「SGDsアクションプラン 2023」においても、「持続可能な開発のための教育(ESD)の推進」が盛り込まれており、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場で、ライフステージに応じた適切な教育が実践されるよう、ESD や環境教育に取り組む多様な主体の連携等を促進していくことが求められています。

また、SDGs は17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、また、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すことを目指すという特徴を持っています。

持続可能な社会を実現するためには、環境、経済、社会の三側面を統合的に向上させることが必要であり、SDGs の考え方を活用し、地域の環境問題と社会問題を「同時解決」とするという視点でこれまでの環境保全活動等を捉え直し、一人ひとりの身近な環境保全活動が、結果としてどのような社会問題の解決につながっているのかを考えながら、取り組むことも必要です。

〈図表4〉身近な環境保全活動と関連する SDGs のゴール

環境保全の分野	関係する身近な環境保全活動の一例	関連する主な SDGs
地球温暖化、 大気環境保全	○環境に配慮した製品の購入(詰替商品、簡易包装製品の購入、省エネ製品やエコカーへの転換等) ○公共交通機関の利用・エコドライブの実践 ○節電・節水 ○エネルギーの地産地消 ○再生可能エネルギーの導入 ○自然保全・再生活動への参加(森林ボランティア、植栽等) など	4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も
廃棄物、 漂着ごみ対策	○ごみの分別徹底 ○生ごみの堆肥化 ○紙パックや食品トレイの回収協力 ○マイバッグ持参 ○レジ袋、過剰包装の辞退 ○環境に配慮した製品の購入 ○環境に配慮した食生活の実施(食材の地産地消、エコ・クッキング、食べきり等) ○近隣地域の美化活動への参加(市民清掃等) ○ごみの投げ捨て禁止 ○海岸清掃 など	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任
水環境保全	○環境に配慮した消費生活(調理くず・油の回収、洗剤の適正使用、節水等) ○川や海の美化活動への参加(水辺の清掃活動等) など	13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう
生物多様性保全	○野生生物への配慮や保護活動への参加(ホタルの保護等) ○自然保全・再生活動への参加 など	15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナースhipで目標を達成しよう
その他(環境保全の意欲の増進、環境教育、活動支援)	○環境啓発イベントへの参加 ○自然体験活動、農林水産体験活動など体験学習への参加 ○環境保全活動への募金(緑の募金、環境保全団体への寄附等) など	

(注) 便宜上主要な分野に振り分けましたが、複数の分野に関係する取組が含まれます。

(3) 環境教育を通じた学びの実践

環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、相互の学び合いによって、学びを深めていくことが重要です。国基本方針では、環境教育のあらゆる実践において、大切にしたい点として以下の例が挙げられています。

国基本方針「環境教育の実践において大切にしたい点(例)」

- ・環境「の中で」「について」「のため」の教育を状況や目的に応じ組み合わせること
- ・人々の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること
- ・多様な立場や状況、価値観の人々の間の対等な出合いを促すこと
- ・学習者の気づきや力を引き出し、学び合いを促進すること(ファシリテーション)
- ・主体は「教える人」ではなく「学ぶ人」であることを意識し、自己決定を尊重すること
- ・学習者自らが感性を働かせて考えるプロセスを設けること
- ・各自の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること
- ・事物や事象の背後にある意味や関係性を解くこと(インタープリテーション)
- ・人と人、人と自然、人と地域
- ・社会のつながりを十分に意識すること
- ・経済や社会との関係に留意し、環境、経済、社会の統合的な向上を意識すること
- ・活動に遊びや創造の要素を取り入れること・日常での体験に加え、旅などの非日常的な体験において感動や学びを引き出すこと
- ・特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること
- ・個人の行動だけでなく、組織や地域等における集団の取組を重視すること 等

環境教育を効果的に実践するためには、上記で示された視点を踏まえつつ、以下の3点に着目しながら、子どもや若者が持つ力を引き出すとともに、大人の意識や行動の変容を促し、個人の変容と社会や組織の変革が相互に連動するような学びの場を創出していくことが重要です。

① 体験活動を通じた学びの実践

経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは記憶に残りにくく、具体的な行動には結びつきにくいと考えられます。そのため、自分のこととして捉えやすい、地域の身近な課題や場を学びの中で取り上げ、それに関わる取組を体験することによって、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

体験活動においては、自然体験のほか、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、自分と異なる立場の人やロールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。また、感性を働かせるという「インプット」だけではなく、背景を学び、それらの中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」までを含めた学びのプロセスを設けることで、これまでになかった気づきや感動、創造性の向上等につながります。

② 多様な主体同士の対話と協働を通じた学びの実践

持続可能な社会の実現に向けて具体的な取組を進めるためには、立場や世代、価値観等が異なる人との対話を通じて、互いの考え方や視点を理解し合いながら地域や組織の将来像

を明確にし、その実現に向けてともに行動しながら、自らも変容していくことが重要となります。
対話にあたっては、多様な人々が安心して対等に参加でき、対話の経験を積み重ねながら
学び合い、対話の文化を構築していくことができる機会を、地域や組織の中で創り出していく
ことが必要です。

③ 情報通信技術（ICT）を活用した学びの実践

近年、情報通信技術（ICT）の日常的な活用が、家庭や職場においても急速に進んでおり、
ICT の活用により、学習者一人ひとりの状況に応じた柔軟な学びの提供や、遠隔地にいる
人々との交流など、時間や場所の制約を超えた多様な学びの機会が広がっています。環境教
育においても、こうした可能性を最大限に活かすことが必要です。

（4）ライフステージに応じた環境教育等

環境教育等に求められる役割はライフステージごとに異なることから、各段階に応じた取組を
行う必要があります。その際、ライフステージに応じたアプローチ（感性→関心→理解→探究→
行動）など、中・長期的な視点が求められます。

そのため、各ライフステージにおける環境教育等の基本的方向性（図表5参照）を踏まえた取
組を行い、幼児期から高齢者までのすべての世代を対象に、生涯にわたって行動に結びつくよう
な人づくりを目指します。

なお、幼児期における環境保全に関する意識の形成は、その後の環境意識の形成に大きな影
響を与えますが、幼児期から小学校低学年にかけては様々な感覚に働きかけることが有効であ
り、生涯の記憶として残りやすいことから、遊びや創造の要素も踏まえつつ、楽しみながら学べる
体験活動や環境教育の内容を重視し、成長とともに知識の習得や探究へとつなげていくことが
大切です。

〈図表5〉各ライフステージにおける環境教育等の基本的方向性

ライフステージ	各段階における基本的方向性
幼児期	○身の回りの環境に関心を持ち、様々な体験や活動を通して、いのちの大切さや自然に 対する感受性、思いやりの心や身近な物を大切にする心を育むことが期待される。 ○日常生活や集団生活において五感で自然と親しめる機会などを通して、様々な環境 に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活や遊びに取り入れていこうとする力を 養うことが期待される。
小学校低学年	○様々な体験や学習を通して、自然に対する感受性、いのちを大切にする感覚を育み、 周囲の様々な環境との関わりを通して身近な環境や環境問題に関心を持つことが期 待される。 ○「もったいない」の精神を育むとともに、日常生活において節電・節水の意識や、ごみの ポイ捨てをしないなど、環境に配慮した生活習慣を習得することが期待される。
小学校高学年	○体験的・探究的な学習を通して、自然の仕組みや自分の生活と環境との関わりについ て理解することが期待される。 ○日常生活の中で、ごみの分別・リサイクルなど、環境に配慮した行動を実践することが 期待される。

1	ライフステージ	各段階における基本的方向性
2	中学生	○体験的・探究的な学習を通して、持続可能な社会づくりの重要性の認識や、環境に関する科学的理解を踏まえた知識の習得が期待される。 ○環境問題解決のための自分の考えを持つことや、環境や資源に配慮した消費や食の意識など、環境に配慮する態度を育むことが期待される。
6	高校生	○専門的・発展的な環境教育を通して環境問題を総合的に理解し、自然科学や環境への関心を高め、課題解決に向け多角的な立場で考察する姿勢や態度を身につけることが期待される。 ○地域の環境保全活動に主体的に参加することにより、地域との協働を通じて他者と協力して問題を解決していく姿勢や態度を育むことが期待される。
11	大学生・ 専門学校生	○専門課程、ボランティア体験、地域連携や国際理解教育などを通して、環境問題を多面的に捉え、各主体と連携を図りながら、地域の課題解決に向けて、主体的に働きかける態度を育むことが期待される。 ○日常生活の中で、生活様式を見直し、環境に配慮したライフスタイルを確立していくことが期待される。
15	社会人世代	○環境問題を正しく理解し、日常生活を通じて環境教育の成果を実践するとともに、新たな環境課題についても積極的に理解を深めることが期待される。 ○家庭においては、率先して省資源や省エネルギー等、環境に配慮した生活に取り組むことで模範を示すことや、子どもたちが学校等で学んだことや実践していることを話し合ったり、取り入れたりすることによって、持続可能な社会づくりの必要性について理解を深めることが期待される。 ○職場においては、自らの仕事と環境との関わりを学びながら、環境配慮の取組に参加することが期待される。 ○地域においては、環境保全活動に自ら参加したり、子どもたちが接する機会を設けて環境保全活動の大切さを伝えたりすることや、シニア世代から様々な知恵を学び、次の世代に伝えていくことなども期待される。
24	シニア世代	○生活様式の変遷なども含め、環境に配慮した生活に関連する、昔ながらの生活の知恵や経験を、子や孫といった次の世代に伝えていく役割が期待される。 ○地域での清掃・美化活動、植林などの環境保全活動において、指導者やサポーターとしての活躍が期待されるとともに、実践ノウハウを次の世代に伝えていく役割も期待される。 ○先代から受け継いだ地域の自然環境や風土、歴史、文化等を次世代に伝承するなど、地域における多世代交流を通じ、地域理解を促進する役割が期待される。

1. 計画目標(身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合)の評価・検証

(1) 現状と課題

①全体

<現状分析>

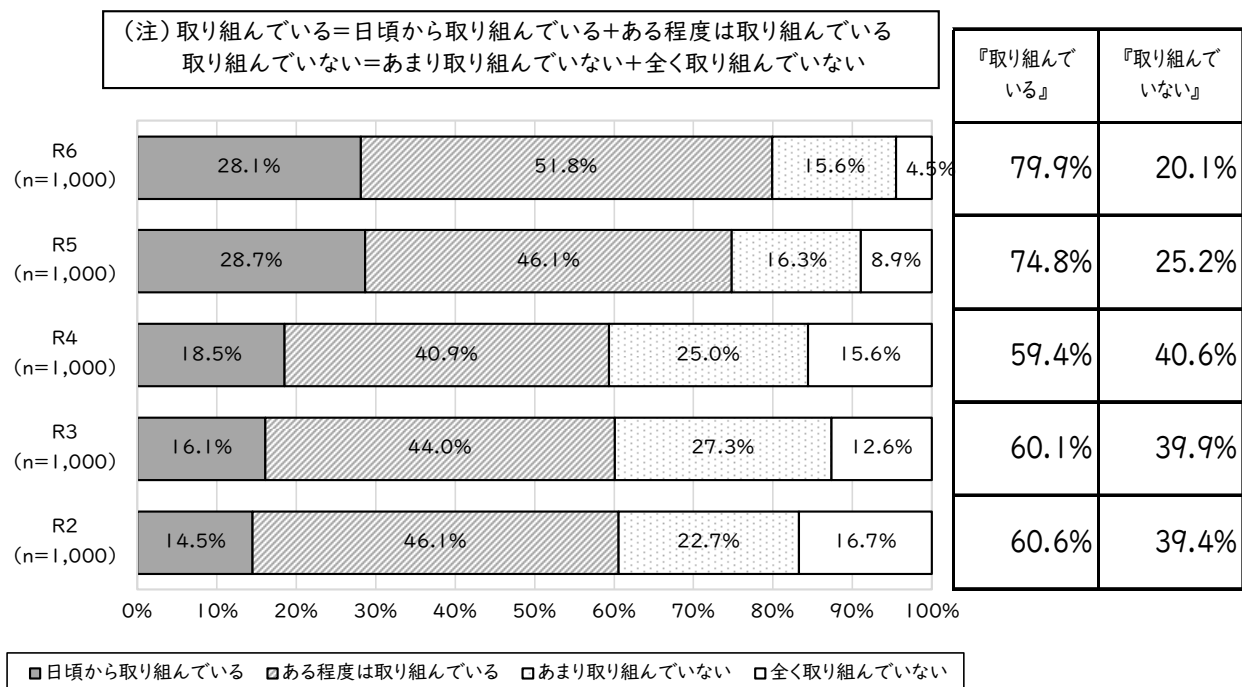
計画の目標指標である「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」について、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの推移をみると、取り組んでいる人の割合(「日頃から取り組んでいる」と「ある程度は取り組んでいる」の合計。以下同じ。)は、2022(令和4)年度に一旦減少していますが、それ以降は順調に増加しています。

また取り組んでいない理由として「関心がない」の割合がいずれの調査年度においても高い傾向にあります。

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合が増加している要因として、近年、記録的猛暑をはじめ、身近な生活に影響を及ぼす環境問題が顕在化してきたことに加えて、メディアによる情報発信などを通じて環境問題が自分ごととして認識されるようになったことから、環境保全活動への関心が高まったものと推測されます。

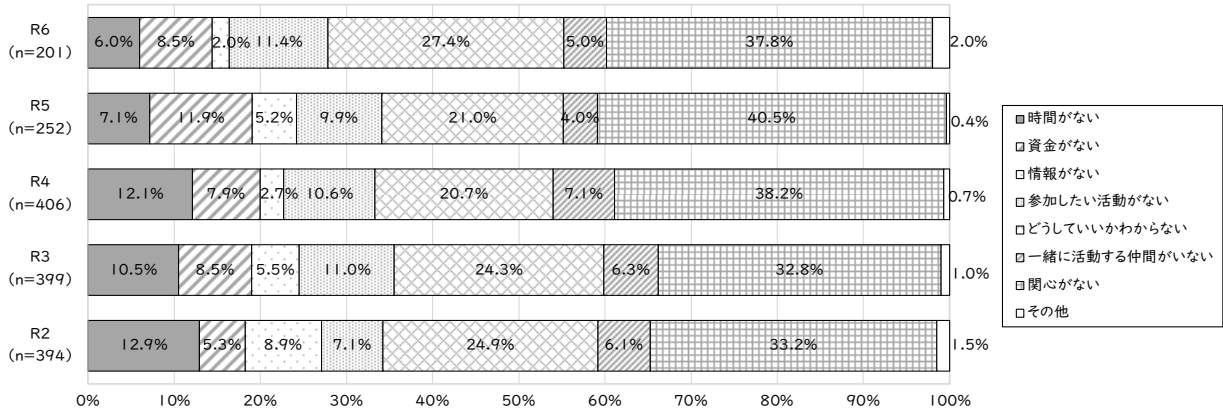
このことは、2024(令和6)年に内閣府が実施した「身近な環境(水辺、緑地、大気など)に関する世論調査」の結果からも身近な環境への関心の高さを確認することができます(身近な環境について、関心がある人の割合:86.5%)。

<図表6> 身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合(推移)



出典: 県民意識アンケート結果

＜図表7＞身近な環境保全活動に取り組んでいない理由（推移）



出典：県民意識アンケート結果

＜課 題＞

- ◎県民の環境意識が低下しないよう、継続的な話題提供が必要です。
- ◎無関心の方に伝わる手法による普及啓発が必要です。
- ◎身近で参加しやすい体験活動の充実や情報発信の強化が必要です。

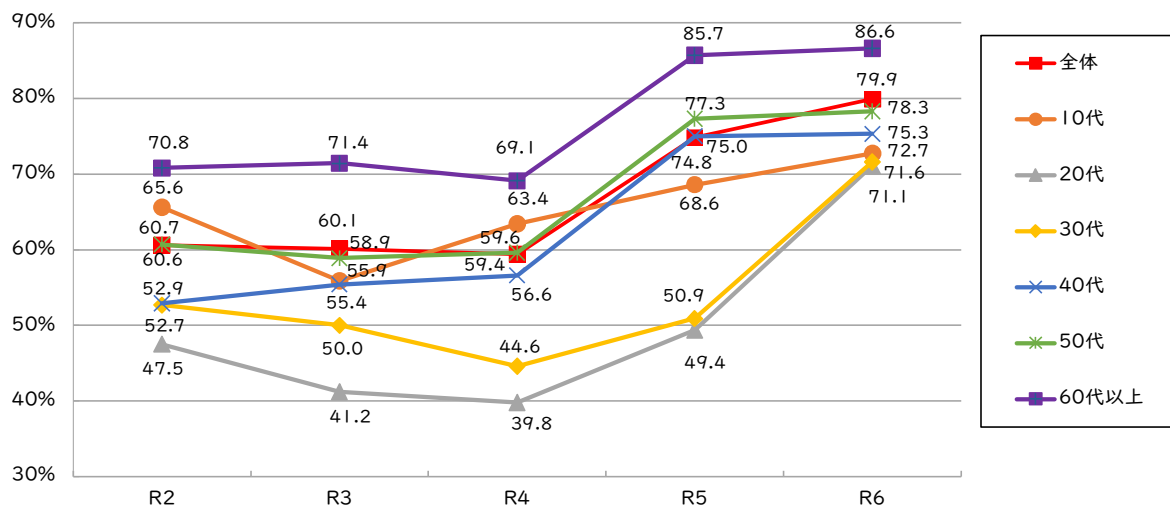
②年代別比較

＜現状分析＞

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を年代別にみると、取り組んでいる人の割合は、多くの世代で2022（令和4）年度に一旦減少するものの、2023（令和5）年度以降は各世代において増加に転じています。特に2023（令和5）年度以降、20代、30代における取り組みが増加していますが、依然として他の世代と比較すると20代、30代の取り組みが少ない状況にあります。

近年、20代、30代で取り組んでいる人の割合が増加した要因は明確ではないものの、2022（令和4）年度からデコ活の取組が展開され始め、SNS や動画コンテンツなど、多様なメディアを通じて環境問題に触れる機会が増加したことが、一因と考えられます。また10代で取り組んでいる人の割合が伸び悩んでいることから、学校での環境教育の継続が必要と思われます。

＜図表8＞身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（年代別）



出典：県民意識アンケート結果

＜課 題＞

◎若年層（10代～30代）に伝わる手法による普及啓発が必要です。

◎学校現場における継続的な取組が必要です。

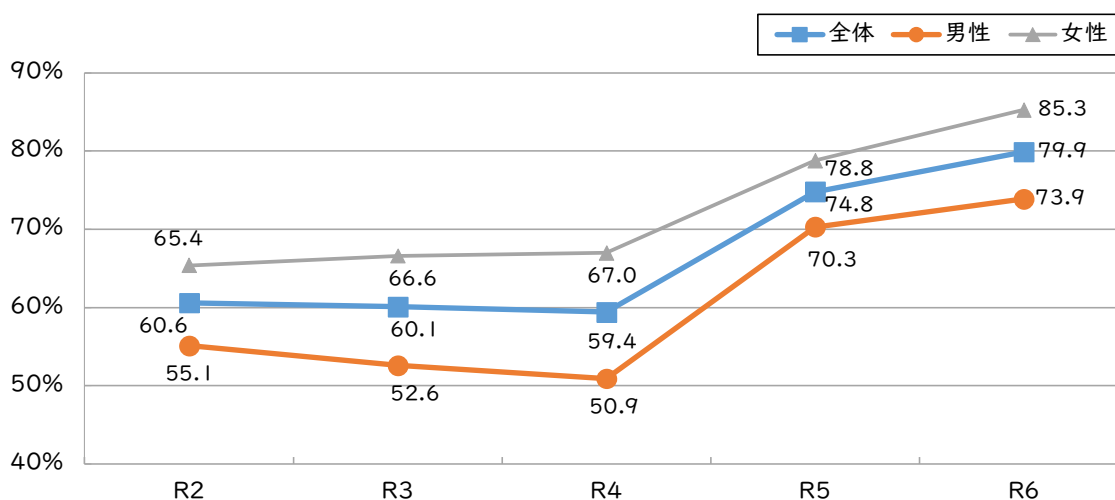
③男女別比較

＜現状分析＞

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を男女別でみると、取り組んでいる人の割合は、いずれの調査年度においても女性が高い傾向にあります。また、取り組んでいない理由の上位3つ（関心がない、どうしていいかわからない、参加したい活動がない）について、男女ともに「関心がない」が多い傾向にあります。

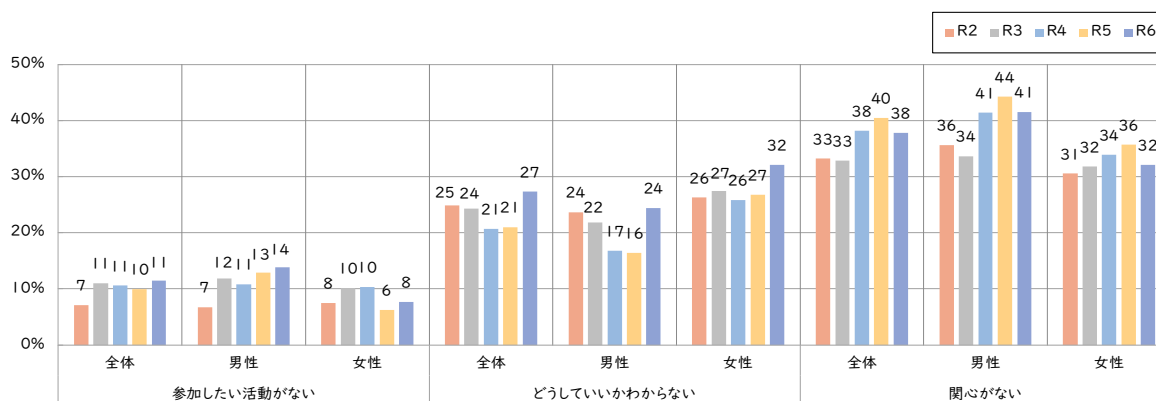
身近な環境保全活動が日常生活にどのように役立つか、また自分の生活とどのように関係しているかなど身近な話題での普及啓発が必要と思われます。

＜図表9＞身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（男女別）



出典：県民意識アンケート結果

＜図表10＞取り組んでいない理由（上位3つの推移：男女別）



出典：県民意識アンケート結果

＜課 題＞

◎環境に関心を持つような話題での情報発信について検討が必要です。

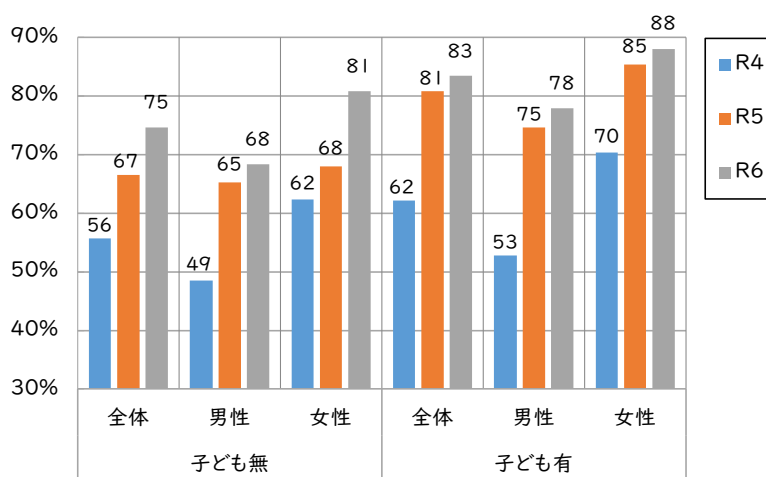
④子どもの有無別比較

<現状分析>

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を子どもの有無別でみると、取り組んでいる人の割合は、男女ともに子ども有が高い傾向にあります。また、取り組んでいない理由の上位3つ（関心がない、どうしていいかわからない、参加したい活動がない）について子どもの有無別にみると、男女ともに子ども無において「関心がない」と答える割合が子ども有に比べ高い傾向にあります。

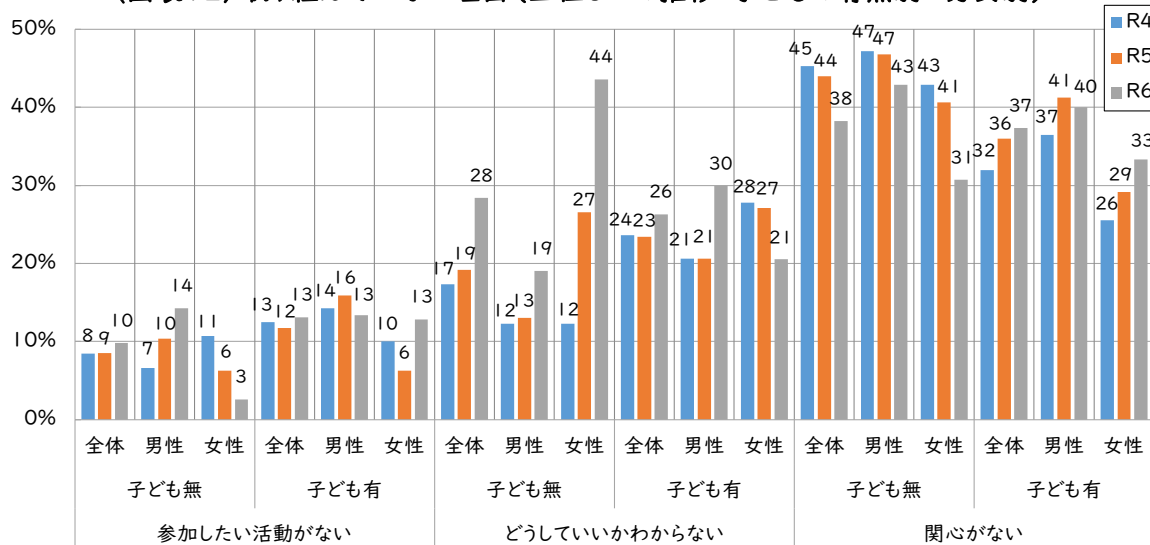
取り組んでいる割合が男女ともに子ども有において高い要因として、子どもを通して環境保全活動に取り組まれているものと推測され、子ども無においては環境保全活動に取り組むきっかけが少ないと思われます。

〈図表11〉身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（子どもの有無別－男女別）



出典：県民意識アンケート結果

〈図表12〉取り組んでいない理由（上位3つの推移：子どもの有無別－男女別）



出典：県民意識アンケート結果

<課 題>

◎子どもを持たない方にも関心を持ってもらうための情報発信の手法を検討する必要があります。

◎家庭や子どもを通じた働きかけが効果的であり、取組の継続が必要です。

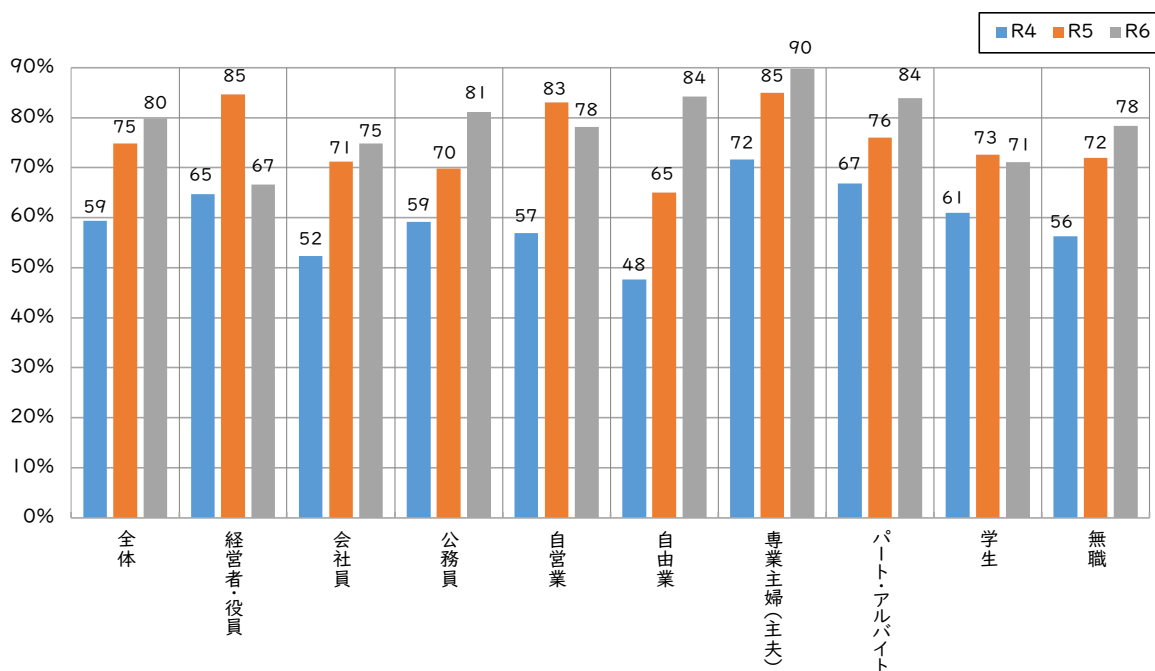
⑤職業別比較

<現状分析>

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を職業別でみると、取り組んでいる人の割合は、すべての調査年度において、専業主婦（主夫）が高い傾向にありました。また、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの推移をみると、自由業の取り組んでいる割合が増加しています。

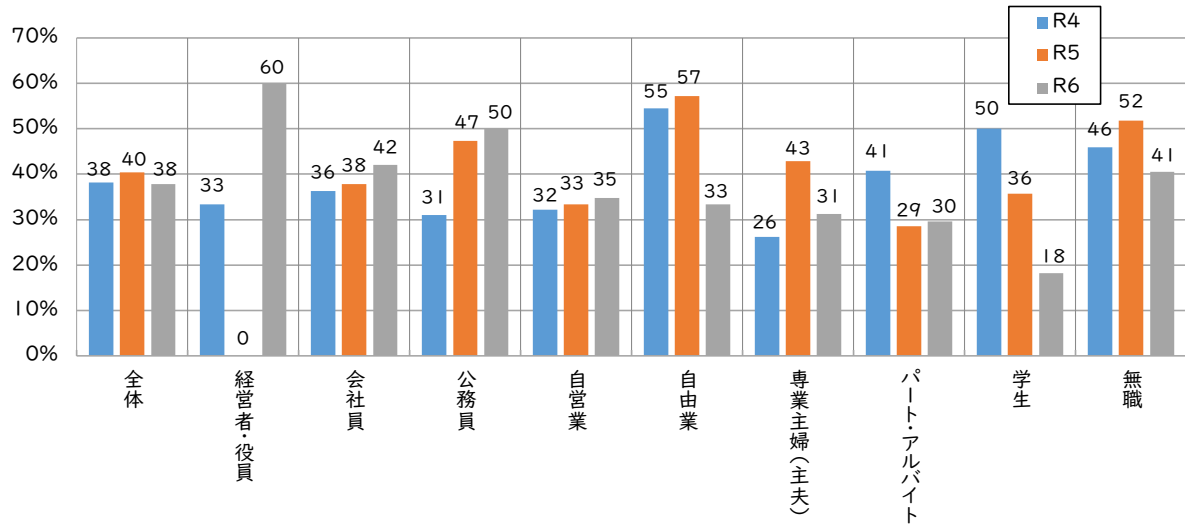
取り組んでいない理由の上位3つ（関心がない、どうしていいかわからない、参加したい活動がない）についてみると、学生においては、2024（令和6）年度の結果から、「関心がない」、「参加したい活動がない」の割合は低く、「どうしていいかわからない」の割合が高くなっていることから、環境保全活動に関心はあるものの、取り組み方がわからない状況であることが推測されます。

〈図表13〉身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（職業別）



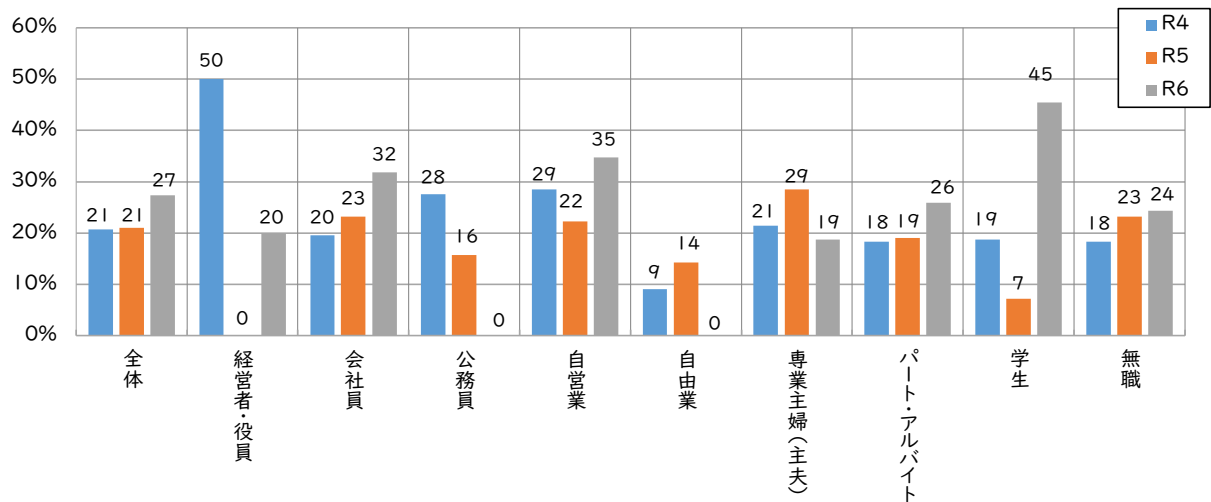
出典：県民意識アンケート結果

〈図表14〉取り組んでいない理由（職業別：関心がない）



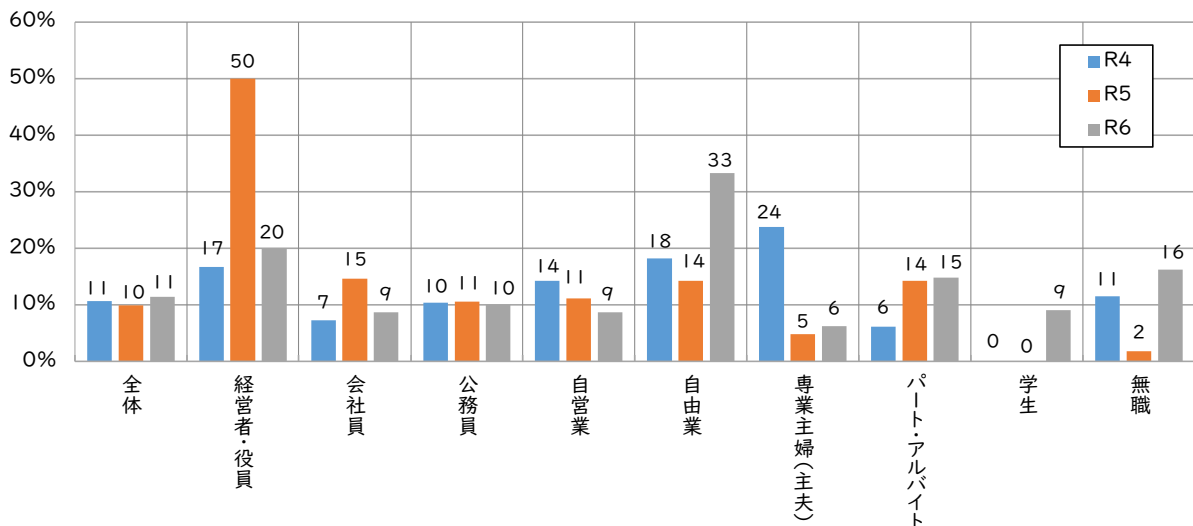
出典：県民意識アンケート結果

〈図表15〉取り組んでいない理由（職業別：どうしていいかわからない）



出典：県民意識アンケート結果

〈図表16〉取り組んでいない理由（職業別：参加したい活動がない）



出典：県民意識アンケート結果

1 <課 題>

2 ◎取り組み方が分からない方に対して、簡単に取り組める環境保全活動の紹介や体験活
3 動の充実が求められています。

4
5 (2) 今後の方向性

6 前記「(1) 現状と課題」で抽出した課題を整理すると以下のように分類することができ、県民
7 一人ひとりの具体的な取組を促進するためには、これらの課題を考慮しながら取り組むことが必
8 要です。

9 これらの課題は、行動計画の基本的考え方を加味しながら、計画の基本的方向の考え方であ
10 る4つの施策(「環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進」、「協働取組の推進」、「人材
11 の育成」、「拠点機能と情報発信の充実」)の取組を継続し、充実させることで解決へと導くこと
12 ができるものと考えられます。

13 第2次長崎県環境教育等行動計画では、改定された国基本方針等との整合を図りながら、取
14 組を進めることとします。

15
16 評価・検証に基づき抽出した課題の整理

17
18 ◎継続的な話題提供

19 ◎情報発信の強化

20 ◎年代や主体に応じた普及啓発

21 ◎誰でも参加しやすい身近な体験活動の充実

22 ◎学校現場における継続的な取組

23 ◎家庭や子どもを通じた働きかけが効果的であり、取組の継続

24 ◎職場や家庭でも簡単に取り組める環境保全活動の紹介
25
26
27

2. 施策ごとの取組の評価・検証

本計画では、4つの施策を設定し、それぞれの施策において主体ごとに取組を整理しており、中間年度における関係課室の取組に関する自己評価をもとに、評価・検証を行いました。なお、全取組の評価・検証については、参考資料を参照ください。

〈図表19〉計画の施策別の取組数

施策番号	施策名	取組数
施策1	環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進	49取組
施策2	協働取組の推進	16取組
施策3	人材の育成	13取組
施策4	拠点機能と情報発信の充実	17取組

(1) 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

＜評価＞

「施策1 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進」では、

・ボランティア活動や自然体験活動、地域の特性を生かした体験活動などの体験的学習活動の充実

・環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識醸成

・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」を核とした情報発信

など、49の取組を掲げており、評価を行った結果、順調が14、概ね順調が35でした。なお、各評価の代表的な事例は、以下のとおりです。

① 順調

《取組》 ・ボランティア活動や自然体験活動、農林水産体験活動、「しま」のよさや地域の特性を生かした体験活動など体験的学習活動の充実	《概要》 ・学校運営調査で把握した各学校の活動状況について市町教育委員会を通じて報告しました。自然体験に関わる体験活動100%（R6実績） ・教科以外の「総合的な学習の時間」、「特別活動」、「部活動」等で体験的な環境学習を実施しました。実施している学校は、令和6年度実績は90%である。
《取組》 ・長崎県地球温暖化防止活動推進センター等において環境学習講座を開催	《概要》 ・ながさきまなびネットにおいて、関連する講座やイベント等の情報発信を行った。（R6関連掲載講座数：108講座） ・地球温暖化防止活動推進員による環境学習会を実施した。（年50回程度）

② 概ね順調

《取組》 学校等、家庭・地域、事業者と連携し、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」を核とした情報の発信	《概要》 環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」やメールマガジン、SNS等により県内の環境保全活動情報等の周知・啓発を行った。
--	---

1 <課 題>

2 関係課室の自己評価において課題として挙げられたものを整理すると主なものとして以下の
3 ようなことがあげられており、環境保全活動、体験活動及び環境教育の機会の充実に取り組ん
4 でいく必要があります。

5 ◎各事業における周知の充実と、各種取組に関する効果的な情報発信

6 ◎環境アドバイザーをはじめとする指導者の掘り起こし

8 (2) 協働取組の推進

9 <評 価>

10 「施策2 協働取組の推進」では、

11 ・各主体における協働取組の支援

12 ・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動の推進

13 など、16 の取組を掲げており、評価を行った結果、順調が5、概ね順調が11でした。なお、各
14 評価の代表的な事例は、以下のとおりです。

15 ①順調

《取組》 ながさきグリーンサポーターズクラブ 会員等へ配信するメールマガジンを 活用し、各主体の協働取組を支援	《概要》 「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員等へのメールマ ガジンにより、情報発信を行った。(R6 実績:285 件)
--	---

16 ②概ね順調

《取組》 「ながさき環境県民会議」など、県 民、事業者、行政が一体となった環境 保全活動の推進	《概要》 ながさき環境県民会議が主体となり、県民の脱炭素・資源 循環型ライフスタイルへの転換のため、月毎に取組テーマを 決め、毎月1つ具体的な取組を発信する「ながさきデコ活ゼ ロカーボンアクション 12」に取り組んだ。また、市町と連携を 行い、生ごみひと絞り事業を展開した。
--	--

18 <課 題>

19 関係課室の自己評価において課題として挙げられたものを整理すると主なものとして以下の
20 ようなことがあげられており、他の主体・地域・分野等の活動と相互に連携・協力しながら取り組
21 むことが効果的と考えられ、今後も協働取組の推進に取り組んでいく必要があります。

22 ◎環境活動を実践する指導者（環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員等）の確保

23 ◎環境保全活動の参加者拡大

25 (3) 人材の育成

26 <評 価>

27 計画の「施策3 人材の育成」では、

28 ・各分野において、指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援などの取組

29 を掲げており、評価を行った結果、順調が3、概ね順調が10でした。なお、各評価の代表的な
30 事例は、以下のとおりです。

①順調

《取組》 行政が開催する環境教育や環境保全に関する研修会等への参加と行政と連携した研修会等の開催	《概要》 環境保全に関する学習会や自然体験活動等を開催し、環境アドバイザーを派遣した。(R6 実績:152 回、参加者数:6,145 人)
---	--

②概ね順調

《取組》 県教育センター等による研修講座等を通して、環境教育を実践できる指導者を養成	《概要》 環境活動指導者養成講座や長崎県教育センターによる研修などにより環境教育を実践できる指導者の育成を図った。
---	--

<課 題>

関係課室の自己評価において課題として挙げられたものを整理すると主なものとして以下のようことがあげられており、ESD や SDGs の考え方も活用しながら、体験活動などを通して環境意識の浸透、理解の促進を図るなど、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

◎地域で実践する環境リーダーの育成

(4) 拠点機能と情報発信の充実

<評 価>

計画の「施策4 拠点機能と情報発信の充実」では、

- ・環境教育等に関する総合情報サイトやながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジンを通して、環境教育関連施設や環境イベントなどの情報を発信
- ・本県の特徴である海や島の活用を含めた体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供

など、17 の取組を掲げており、評価を行った結果、順調が6、概ね順調が 9、やや遅れが1、遅れが1でした。なお、各評価の代表的な事例は、以下のとおりです。

①順調

《取組》 学校林など学校が有するフィールドの整備を支援	《概要》 県民参加の森林づくり事業により、学校林の整備や学校林での森林環境教育活動の支援が行われている。
--------------------------------	---

②概ね順調

《取組》 環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」やながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを通した環境教育関連施設や環境イベントなどの情報発信	《概要》 県内の環境保全活動や環境学習等に関する情報収集を行い、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」へ掲載したほか、収集した環境教育関連情報等は、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」会員等に配信するメールマガジンでも発信した。
--	--

③やや遅れ

《取組》 本県の特徴である海や島の活用を含めた体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供	《概要》 県立青少年教育施設などにおいて、施設整備等を行い、各地域の特色ある自然や文化を活かした事業を実施し、体験機会の場の提供を行っているが災害により施設整備に遅れている施設（雲仙天草国立公園内施設）がある。
--	--

④遅れ

《取組》 ・生物多様性保全に係る活動に取り組んでいる学校を、生物多様性モデル校として指定	《概要》 H31～R2年度まで2校を指定（うち、1校は平成31年度末をもって廃校）していたものの、R3年度以降は新たなモデル校の指定に向け、協議を進めているが、調整に時間を要し、指定には至っていない。
---	---

<課 題>

関係課室の自己評価において課題として挙げられたものを整理すると主なものとして以下のようことがあげられており、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や「ながさきグリーンサポーターズクラブ」などの情報拠点において、環境に関する関心や興味を高める情報発信、簡単に取り組める体験活動や環境学習の場、取組事例等の情報発信や体験活動等の紹介など、拠点機能と情報発信の充実に取り組んでいく必要があります。

◎環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」や「ながさきグリーンサポーターズクラブ」における情報発信の充実

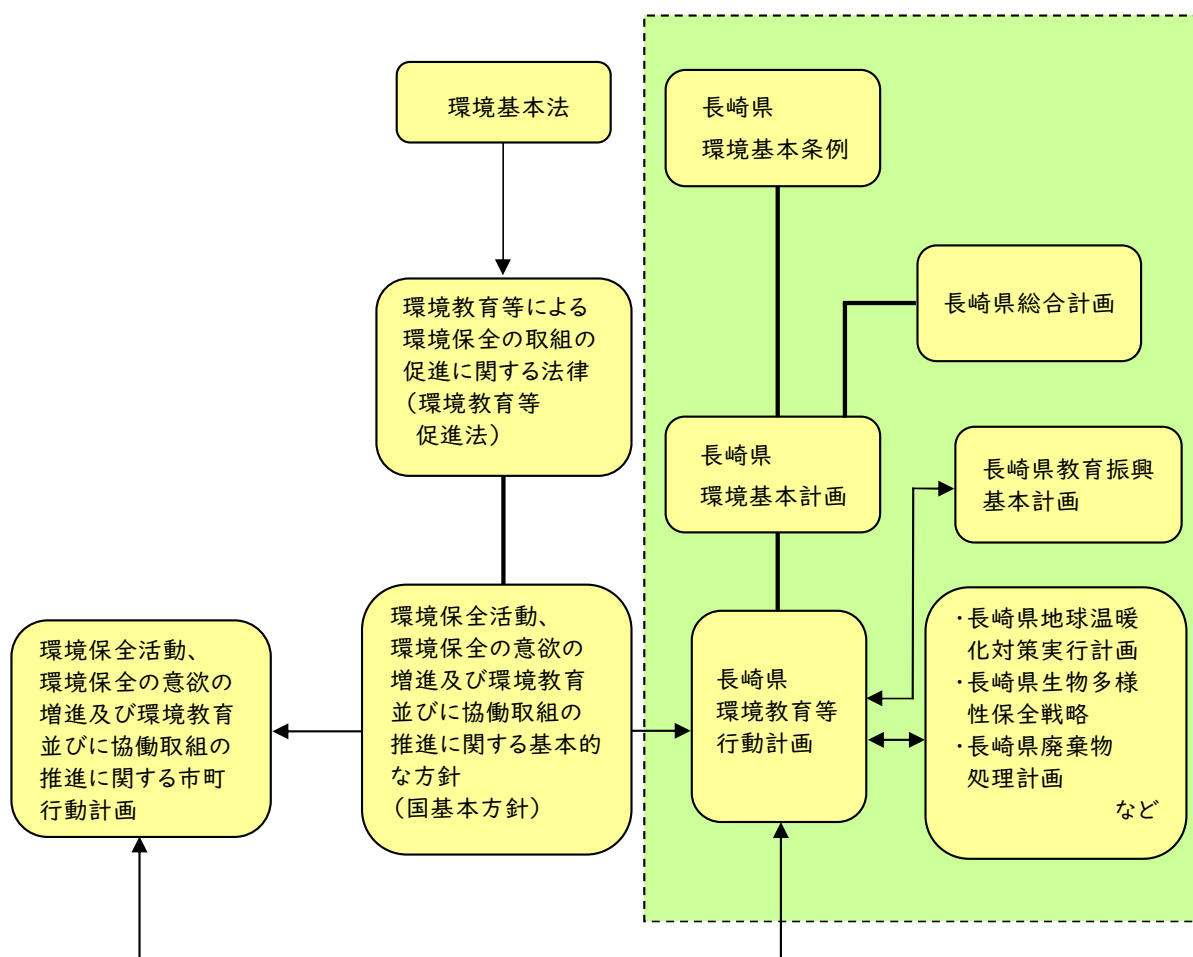
1. 行動計画の位置付け

この計画は、環境教育等促進法第8条の規定により知事が定めるものであり、同法第7条に基づく国基本方針を踏まえつつ、上位計画である「長崎県総合計画」、「長崎県環境基本計画」、「長崎県教育振興基本計画」とも整合を図っています。

また、この計画は、長崎県地球温暖化対策実行計画や長崎県生物多様性保全戦略、長崎県廃棄物処理計画など環境関係の各種計画の推進を支えるものです。

さらに、この計画は、市町や事業者等が計画等を策定する際の指針となるものです。

〈図表20〉関係法律・計画体系図



2. 行動計画の目指す目標

私たちが直面する環境問題は、私たち一人ひとりが取り組まなければならない問題であり、一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。また、人口減少や少子高齢化が進む中、一人ひとりが担う役割も大きくなっています。持続可能な社会づくりのためには、ESDの視点に立った環境教育により一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることが必要です。このことから、この計画では、『持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと』を行動計画の目指す目標とします。

3. 行動計画の計画期間

学びの実践から行動する人づくりにつなげるためには、長期的な視点での継続的取組が必要であることや、SDGsが2030年までの目標であることも踏まえ、この行動計画の計画期間は、2019（平成31）年度から2030年度までの12年間とします。

なお、県の総合計画や環境基本計画の見直し年度である2025年度を中間年度として検証及び見直しを行うこととします。また、社会情勢の変化等により必要に応じてそれ以外の年度においても適宜検証を行い、見直しの検討を行います。

4. 行動計画の数値目標

この計画では、『持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと』を目標にしており、学校等、家庭・地域、事業者、行政など県民総ぐるみで環境教育等に関する取組を推進することによって、詰替商品の購入や節電・節水の取組など、身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を2030年度までに100%とすることを目指します。

<計画目標>

指 標	基準値	中間目標値	目標値
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	62% (2018年度)	84% (2025年度)	100% (2030年度)

（注）目標の割合については、県民意識アンケート結果（総合計画進捗管理用）に基づき算定することを基本とする。ただし、他のアンケート調査から算定した数値（割合）も参考値として使用することもある。

5. 施策と体系

この計画では、次の4つの施策を設定し、取組を進めます。

- ① 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進
- ② 協働取組の推進
- ③ 人材の育成
- ④ 拠点機能と情報発信の充実

(1) 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

学校等、家庭、地域、職場、並びに各種行事、ボランティア活動などの様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じた環境保全活動や環境教育が行われ、身近で参加しやすい体験活動を充実させることにより、体験活動等を通じた学びの実践を通して、自主的な活動が自立的に社会の中で定着していくことを目指します。

環境保全活動は私たちにとって決して縁遠いものではなく、誰でも日常生活の中から取り組めるものです。長崎県の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、一人ひとりが身近な環境保全活動を「環境マナー」と考えて行動していくことを目指します。さらには、一人ひとりが、周りの人と協力しながら身近な環境保全活動に取り組んでいくことを目指します。

また、環境教育の実践においては、体験活動、対話、情報通信技術（ICT）の活用に着目しながら、身近な環境保全活動に取り組んでいくことを目指します。

(2) 協働取組の推進

環境保全活動、体験活動及び環境教育を推進するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、対等な立場で相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。この計画では、環境意識の浸透を図っている団体同士の連携・協力を促進しながら、環境教育等が、あらゆる主体、世代、地域の協働により効果的に取り組まれることを目指します。

また、協働の取組を効果的に進めるため、学校、家庭・地域、事業者等をつなぐ中間支援機能の充実を図るとともに、中間支援機能を有する団体との交流や情報交換等により中間支援団体としての機能充実を目指します。

(3) 人材の育成

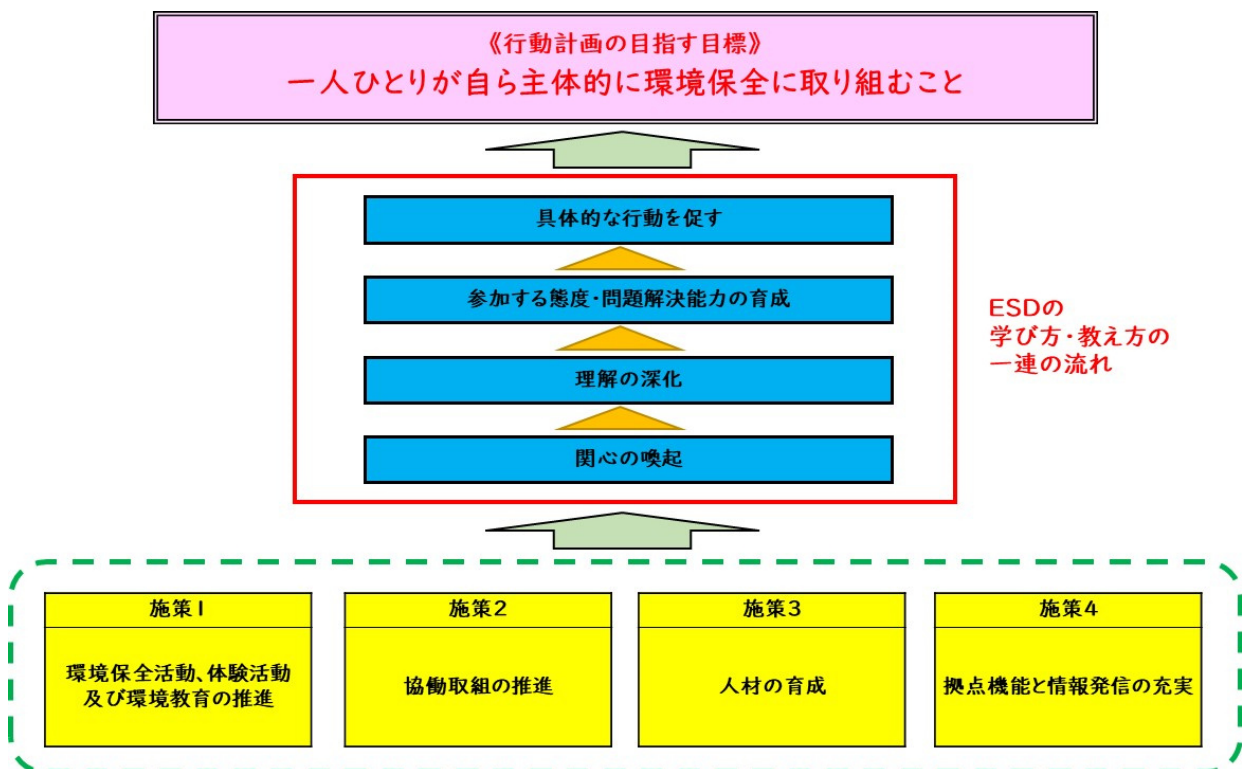
環境保全活動や環境教育、ESD の取組を効果的に進めるため、環境意識の浸透を図る人材の育成や、体験学習や環境学習を支援する人材の育成、学校や自治会等の地域活動を支援する団体や人材の育成が求められています。

人材の育成にあたっては、ESD や SDGs の考え方も踏まえ、環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成を進め、学校等において環境教育等に取り組む教職員や、地域等で環境教育等を実践する環境リーダーの育成・確保、資質向上を目指します。

(4) 拠点機能と情報発信の充実

各主体が効果的に環境保全活動、体験活動及び環境教育を実践できるようにするためには、環境に関する関心や興味を高める情報発信の充実、簡単に取り組める体験活動や環境学習の場の創出及び支援、取組事例等の情報発信や体験活動等の紹介など、拠点機能と情報発信の充実が必要です。このことを踏まえたうえで、環境教育等に関する情報提供の場、環境教育等の活動の場、各主体、各世代、各地域が協働するための場など、拠点としての機能を担う体制を整備・充実させるとともに、これらの拠点が有効に活用されることを目指します。

〈図表21〉第2次長崎県環境教育等行動計画の施策体系図



6. 各主体の役割

持続可能な社会づくりに向けた取組を推進するためには、次に掲げる5つの重要事項を、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）等に応じて、各主体がそれぞれの立場で積極的に推進することが不可欠です。なお、各主体の取組例については巻末の資料編を参照ください。

◇環境に対する関心を喚起する

◇共通の理解を深める

◇意識の向上を図る

◇参加意欲を喚起する

◇問題解決能力を育成する

(1) 学校等の役割

持続可能な社会づくりのためには、様々な機会を通じ環境問題について学習するとともに、主体的に環境保全活動に取り組むなど、次世代を担う子どもたちを対象とした環境教育等をより一層推進する必要があります。

学校等は、家庭や地域とともにその役割を担っており、日常生活を含めたあらゆる教育活動を通じて、持続可能な社会の担い手として必要な「知識・能力・態度・価値観等」を児童・生徒・学生に身につけさせる必要があります、さらに地域の課題解決を担う人材育成の観点から、家庭・地域と協働し、環境教育等を推進することも必要です。

また、留学生や国際交流事業等を通じて、グローバルな視点に立って環境問題を多面的に捉えることができる生徒や学生を育てることも重要であり、学校等においてその取組を進めることが必要です。

学校等の中で、大学は、教養科目や専門科目等を通じた学生に対する環境教育等を行うとともに、環境に関する研究を行うなど、環境教育等の実践者や指導者の育成の場として重要です。また、公開講座や出前講座など地域における環境教育等の場として重要です。

幼稚園・保育所・認定こども園は、日常の保育の中で、幼児が、遊びや体験活動を通じて身近な環境に触れ合い、様々な気づきが得られるよう取り組むことが大切です。

(2) 家庭・地域の役割

家庭は、価値観や生活の在り方（ライフスタイル）の形成にかかわる重要な場であり、日常生活と環境との関わりに気づく最も身近な場でもあります。家庭においては、大人が子どもたちに環境に配慮する意識や行動の重要性について伝えたり、子どもたちが学校等で学んだことを大人たちに伝え、家族で話し合うことなどを通じて、身近な環境保全活動について理解を深めることが期待されます。

環境問題について、日頃から家庭で話し合い、身近な環境保全活動として、例えば不要な電気機器のスイッチオフ、詰替商品や簡易包装製品など環境に配慮した製品の率先購入、公共交通機関の利用やエコドライブ等のスマートムーブ、マイバッグの使用、食品ロス削減、ごみ分別の徹底などといった、「賢い消費者になる」ことにもつながる取組のほか、地域の清掃・美化活動への参加など、家族で取り組むことが重要です。

また、地域においては、自治会、婦人会、子ども会、PTA、老人クラブなど、目的に応じて様々な団体が活動を行っており、地域づくりの主要な担い手となっています。これらの地域コミュニティは、日頃の生活の営みの中で、日常的に自然環境や生活の在り方（ライフスタイル）を学び、体験する場であるとともに、様々な世代や主体の交流と

連携のもと、地域のリーダー等が中心となって、地域の特性を活かした「環境」の側面も取り入れた「まちづくり」などを進めていく重要な場でもあり、様々なライフステージに応じた取組を推進することが期待されています。

さらに、環境保全を目的とする NPO 等の民間団体も含め、学校等、家庭・地域、事業者、行政等が協働して環境教育等の推進に努める必要があります。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うにあたり、環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した製品やサービスの提供、情報発信を行うことにより、消費者や観光客、取引先等の環境意識の向上や醸成にもつながっていくことが期待されます。その際、事業活動と SDGs の目標との関連づけの活用（例えば、『つくる責任、つかう責任』、『海の豊かさを守ろう』、『陸の豊かさを守ろう』と言った目標の達成に貢献できるなど）や環境負荷削減効果の見える化など、自らが行っている環境に配慮した事業活動について分かりやすい説明を行うことで、消費者や観光客、取引先へ気づきや学びの機会を提供することにもつながります。

また、地域の一員として、地域の環境の現状や課題を認識し、地域の環境保全活動に参加するとともに、事業者独自の環境関連施設見学会や体験学習会の開催、環境に配慮した事業活動内容の公表など、自発的な取組も求められています。

さらに、事業者は、従業員の環境保全活動への関心を喚起し、参加意欲の向上を図るため、地域の環境保全活動や環境マネジメントシステムの取組なども活用しながら、従業員に対する環境教育等の実施に努める必要があります。

また、外国人労働者の受け入れに際しては、グローバルな視点に立ち、相手側の文化や価値観などを尊重しつつ、外国人労働者が職場や地域生活に馴染み、溶け込みやすくするため、受け入れ機関等が実施する生活オリエンテーション等において、ごみ出しの方法や環境マナーなど、社会生活を送る上でのルールを学ばせる機会を設けることも必要です。

職場において従業員一人ひとりが、環境負荷低減に関する意識を高め、自発的に取組を進める意欲を増進することは、職場における環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取り組まれる施策や事業をより環境に配慮したものとし、ひいては持続可能な経済システムを構築していくうえでの基盤となり、職場における環境教育等が、従業員の家庭や地域社会における取組にもつながることが期待されます。

(4) 行政の役割

県や市町は、地域の環境の現状や問題について把握するとともに、具体的な環境保全活動や環境教育に取り組む学校等や家庭・地域、事業者を支援し、連携を促すため、地域の実情に応じた普及啓発や情報・資材の提供、体験の場の提供、人材の育成、ネットワークの構築などに取り組む必要があります。

特に、基礎的自治体である市町は、地域における環境保全活動や環境教育の実践に役立つ情報等の収集・整理・提供、地域資源を活用した環境教育等の機会の提供、学校等・自治会などの地域活動団体・事業者など多様な主体をつなぎ、協働取組を支援する役割などが期待されます。例えば、地域の環境行政上のビジョンや課題、その解決のために地域住民ができることについて情報発信することにより学習テーマを提供したり、環境学習の場として、環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設、上下水道施設等の見学会など、体験の機会を提供することなどが考えられます。

1 一方、広域自治体である県は、県内全域を対象とした計画の策定や体制・仕組みづく
2 りを行うとともに、市町の枠を超えて実施することが効果的である取組を行うことが、
3 主な役割と考えられます。あわせて、県と国、各市町、各教育委員会、他部局との連携
4 を強化し、消費者教育等他の分野の取組との連携を推進することによる効果的な取組が
5 求められています。

6 さらに、県や市町も一事業者として、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果
7 ガスの削減等を図るため、公共施設等の節電や省エネルギー、リサイクルの推進などの
8 取組を進めることにより、職員の環境に対する意識の向上を図ることも必要です。

9 これらに加え、県や市町は、外国人労働者や観光客に対しても、ごみの投げ捨て禁止
10 や市町のごみ出しルールを守ること、自然環境を大切にすることなど、環境保全に関す
11 る普及啓発にも取り組むことが必要です。

12 また、国・県・市町等が設置している環境学習施設、自然観察施設や自然体験施設、
13 青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）などの社会教育施設、地球温暖化防止活
14 動推進センター、研究機関等の環境教育関連施設は、環境保全活動や環境教育の拠点と
15 しての重要な役割を担っています。このため、これらの公の環境教育関連施設は、民間
16 団体や事業者等が設置・運営している環境教育関連施設等とも連携を図りながら、環境
17 に関する意識の普及や情報発信、体験活動などの取組を進めていく必要があります。

18

第4章 行動計画の施策の展開

この計画では、『持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと』を目標に、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという、ESDの学び方・教え方の一連の流れを念頭におき、環境保全活動や体験活動、協働、人材育成、拠点機能や情報発信の充実など、4つの施策に沿った取組を進めることとします。

なお、取組を進めるにあたって、以下の点について留意しながら、施策を展開します。

- 🚩 様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じた環境保全活動や環境教育を展開する。
- 🚩 ESDやSDGsの考え方も取り入れる。
- 🚩 身近で参加しやすい体験活動や環境保全活動を充実させる。
- 🚩 国基本方針に基づく国の施策とも歩調をあわせる。
- 🚩 地域の環境保全の意欲を高めるため、本県の豊かな環境や特色を共有の財産として活用する。
- 🚩 学校等、家庭・地域、事業者、行政がその特徴を活かし、連携・協働しながら活動を展開する。
- 🚩 地域づくりやNPOの活動、事業者の社会貢献など関連する活動の間を有効につなぎ、環境保全活動や環境教育を効果的に進める。
- 🚩 それぞれの場における取組が他の場における取組にもつながる。
- 🚩 日常生活での取組や環境保全活動への参加につなげるための情報を整理し、広く発信する。
- 🚩 各主体や様々な場に即した情報提供や体験機会の提供、便宜の供与を行う。

〈図表22〉計画の目標と4つの施策

持続可能な社会づくりのために、
一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと

- 施策1 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進
- 施策2 協働取組の推進
- 施策3 人材の育成
- 施策4 拠点機能と情報発信の充実

Ⅰ.【施策Ⅰ】環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じた環境保全活動や環境教育が行われ、身近で参加しやすい体験活動を充実させるため、環境保全活動、体験活動及び環境教育の機会の充実に関する以下の取組を進めます。

<各主体における取組>

主体 区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
学校等	・各教科や総合的な学習の時間、特別の教科、道徳、特別活動などの授業における学習や、牛乳パック等のリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、学校の教育活動全体を通して環境保全活動及びESDの視点を取り入れた教育の充実・促進を図ります。	継続		小学生 中学生 高校生	1
学校等	・知識の習得にとどまらず、環境保全と改善に参加する意欲や態度を養い、行動できる思考力や判断力を育むため、ボランティア活動や自然体験活動、農林水産体験活動、「しま」のよさや地域の特性を生かした体験活動などの体験的学習活動を充実します。	継続	◎	小学生 中学生 高校生	2
学校等	・学校の生活において取り組めるプログラムや教材を整備し、児童・生徒に学校施設等を通しての体験の機会を与えるとともに、学校内外の環境教育関連施設を活用します。	継続		小学生 中学生 高校生	3
学校等	・環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成します。	継続		小学生 中学生 高校生 大学生	4
学校等	・学校等で実施される講演会、学習会等において、環境アドバイザーや環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員など地域の環境リーダーを活用します。	継続	◎	幼児期 小学生 中学生 高校生	5
学校等	・ICT等を活用し、行政等が発信する環境教育プログラムや事例集、環境教育関連施設の情報を活用します。	拡充		幼児期 小学生 中学生 高校生	6
学校等	・学校における環境教育等について、情報発信や情報交換を行います。	継続		小学生 中学生 高校生 大学生	7
学校等	・大学は、環境に関する研究を行うとともに、授業や公開講座、出前講座等を通して環境教育等に取り組めます。	継続		大学生 ほか 全世代	8
学校等	・幼稚園・保育所・認定こども園等では、日常の保育を通して、幼児が身近な環境に触れ合うことで様々な気づきが得られるよう、遊びや体験的活動を実施します。	継続		幼児期	9
家庭・ 地域	・公民館などにおいて、地域の自然環境を活かした環境教育等を行なうように推奨します。	継続		全世代	10
家庭・ 地域	・地域についてよく知り、地域の良さを認識し、継承していこうという意識の醸成を図ります。	継続		全世代	11
家庭・ 地域	・知識の習得にとどまらず、ごみの適正な分別やリサイクル活動、環境美化活動、省エネルギーの取組やスマートムーブなど実際の環境保全活動の行動に結びつけるため、ボランティア活動や自然体験活動、農林水産体験活動などの体験的学習活動を推進します。	継続	◎	全世代	12

主体 区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
家庭・ 地域	・環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設や上下水道施設等の生活環境施設、及び環境保健研究センターなど研究機関等の環境教育関連施設を活用します。	継続		全世代	13
家庭・ 地域	・ごみの適正な分別やリサイクル活動、環境美化活動、省エネルギーの取組やスマートムーブなどの環境保全活動に取り組むとともに、体験活動や環境教育等を通じて、身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識の醸成を図ります。	継続		全世代	14
家庭・ 地域	・自治会や公民館など地域で実施される講演会、学習会等において、環境アドバイザーや環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員など地域の環境リーダーを活用します。	継続	◎	全世代	15
家庭・ 地域	・行政等が発信する環境教育プログラムや事例集、環境教育関連施設等の情報を活用します。	継続		全世代	16
家庭・ 地域	・こどもエコクラブや緑の少年団などを活用し、行政と連携した子どもたちへの体験機会を提供します。	継続		幼児期 小学生 中学生 高校生	17
家庭・ 地域	・知識や技術を持つ人材は指導者等として協力します。	継続	◎	社会人 世代 シニア 世代	18
家庭・ 地域	・家庭・地域が取り組んでいる環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。	継続		社会人 世代 シニア 世代	19
家庭・ 地域	・地域の環境の現状や課題について、住民に周知します。	継続		社会人 世代 シニア 世代	20
家庭・ 地域	・行政と住民のパイプ役として、行政から提供される情報等を周知します。	継続		社会人 世代 シニア 世代	21
家庭・ 地域	・学校支援会議・コミュニティスクールなどにおける学校・家庭・地域の連携により、学校や地域の情報及び課題を共有し、三者がそれぞれの役割を明確にした上で、その解決に向けた取組を進めます。	継続		社会人 世代 シニア 世代	22
事業者	・環境関連施設見学会や環境に関する体験学習会の開催など、環境教育等を推進します。	継続		全世代	23
事業者	・行政等が発信する環境に関する情報や、清掃活動への参加などの環境保全活動、環境マネジメントシステムの取組などを活用しながら、従業員に対する環境教育等を行います。	継続		社会人 世代 (従業員)	24
事業者	・従業員に対し、職場のエネルギー使用量やごみの量など職場の環境について、現状や課題に関する情報を提供するとともに、省エネやごみ減量化などの具体的なプログラムを実践します。	継続		社会人 世代 (従業員)	25
事業者	・受け入れ機関等が実施する外国人労働者を対象とした生活オリエンテーション等の受講促進を図り、ごみ出しの方法や環境マナーなど、社会生活を送る上でのルールを外国人労働者に学ばせる機会を設けるよう努めます。	継続		社会人 世代 (従業員)	26
事業者	・事業所におけるごみの適正な分別やリサイクル活動、環境美化活動、省エネルギーの取組やスマートムーブなどの環境に配慮した事業活動に取り組むとともに、体験活動や環境教育等を通じて、身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識の醸成を図ります。	継続		社会人 世代	27
事業者	・事業者が取り組んでいる環境に配慮した事業活動、環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。	継続		全世代	28

主体 区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
事業者	・知識や技術を持つ人材は指導者等として活動に協力します。	継続	◎	社会人 世代	29
事業者	・環境教育関連施設などを環境保全活動の場として提供します。	継続		全世代	30
事業者	・環境保全活動に従業員が参加・協力しやすい環境を整備します。	継続		社会人 世代 (従業員)	31
行政	・学校等、家庭・地域、事業者と連携し、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」を核として、以下の情報を発信します。(県民生活環境部) ○長崎県の環境の現状 ○身近な環境保全活動の取組例 ○環境教育・環境保全活動の事例集 ○環境教育プログラム ○家庭・地域、事業者等と連携した環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の指導者の情報 ○環境教育関連施設の情報 ○学校等、家庭・地域、事業者、行政の各種環境イベントの情報 ○環境教育等に取り組む団体に対する助成金等の情報	継続		全世代	32
行政	・幅広い県民、事業者、環境団体等が日頃から環境に関する最新の情報に触れ、持続した環境教育等が実施できるよう、ながさきグリーンサポーターズクラブ会員へのメールマガジンの配信やSNS等による情報発信を行うとともに、会員の登録拡大と情報交流の活性化を推進します。(県民生活環境部)	拡充	○	全世代	33
行政	・環境に関するイベント、キャンペーンの実施や各主体が実施する環境に関するイベント等へ参加・協力することにより、環境教育等を推進します。(県民生活環境部、産業労働部、水産部、農林部、市町) 【取組例】 ○スマートムーブに関するキャンペーン(県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク等) ○県内の一斉行動参加店におけるマイバッグキャンペーン ○環境月間における空き缶回収キャンペーン など	継続	○	全世代	34
行政	・長崎県地球温暖化防止活動推進センター等において環境学習講座を開催します。また、ながさき県民大学において環境学習に関する講座情報を提供していきます。(県民生活環境部、教育庁)	継続	○	全世代	35
行政	・ごみの適正な分別やりサイクル活動、環境美化活動、省エネルギーの取組やスマートムーブなどの環境保全活動を推進するとともに、体験活動や環境教育等を通じて、身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識の醸成を図ります。(再掲)(関係部局、市町)	継続		全世代	36
行政	・環境教育等に率先して取り組んでいる団体等を表彰し、広くその取組を周知します。(県民生活環境部)	継続		全世代	37
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。(再掲)(県民生活環境部、市町)	継続	◎	全世代	38
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の環境教育等に活用できるエコソールの提供を行います。(県民生活環境部)	継続		全世代	39
行政	・こどもエコクラブ全国事務局が実施しているクラブの結成促進や活動の充実化に協力します。(県民生活環境部、市町)	継続	○	幼児期 小学生 中学生 高校生	40
行政	・緑の少年団活動の支援を行います。(農林部)	継続	○	小学生	41
行政	・地域資源を活用した多様な体験活動の機会を充実させるため、グリーン・ツーリズム、サステナブル・ツーリズム、海業の取組を推進します。(県民生活環境部、水産部、農林部)	継続		全世代	42

主体 区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
行政	・長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき指定した「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」における巡回指導や広報等を通じて、県内の環境保全を図るとともに、来県者へのPRにも努めます。(県民生活環境部)	継続		全世代	43
行政	・市町が実施する海岸漂着ごみの回収処理やその発生抑制の取組を支援するとともに、市町やボランティア団体等と連携した環境教育や啓発活動により海岸環境の保全を図ります。(県民生活環境部)	継続	◎	全世代	44
行政	・漁業者等による漁場環境の改善等への取組、県管理の公共施設(河川、海岸、道路、港湾等)の清掃・美化活動を行う愛護団体やアダプト団体の活動支援、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動等への支援など、地域活動団体等が実施する環境保全活動の取組を推進します。 (県民生活環境部、水産部、農林部、土木部)	継続	○	全世代	45
行政	・消費者教育等の教材等のコンテンツの共通化を通じて、互いの教育の内容を織り込んだり、連携して実施、展開することなどで効果的・効率的に環境教育を推進します。(県民生活環境部)	継続		全世代	46
行政	・環境保全活動の紹介など環境に関する情報発信や、環境マネジメントシステムの取組普及を図ることにより、事業者の従業員に対する環境教育等の機会の拡大につなげます。(県民生活環境部、一部市町)	継続		社会人 世代 (従業員)	47
行政	・外国人労働者の受け入れ機関等が、外国人労働者に対し、ごみ出しの方法や環境マナーなど、社会生活を送る上でのルールを学ばせる機会を設けることを推進します。また、その他の外国人や観光客に対しても、環境保全に関する普及啓発に努めます。(関係部局、市町)	継続		全世代	48
行政	・自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの削減等を図るため、公共施設等の節電や省エネルギー、リサイクルの推進などの取組を通じて、職員の環境に対する意識の向上を図ります。(関係部局、市町)	継続		社会人 世代	49

注) ◎は取組に関連する数値目標があるもの、○は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの

2.【施策2】協働取組の推進

環境保全活動、体験活動及び環境教育を推進するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力しながら取り組む必要があり、協働取組の推進に関する以下の取組を進めます。

<各主体における取組>

主体区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
学校等	・他の主体との連携を進めるとともに、学校の活動についての情報を積極的に発信し、家庭・地域、事業者の協力を図るよう取り組みます。 ☆他の学校等、家庭・地域、事業者、行政との協働	継続		全世代	1
学校等	・家庭・地域、事業者、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組へ積極的に参加・協力します。 ☆家庭・地域、事業者、行政との協働	継続		全世代	2
学校等	・学校支援会議・コミュニティスクールなどにおける学校、家庭、地域の連携により、学校や地域の情報及び課題を共有し、三者がそれぞれの役割を明確にした上で、その解決に向けた取組を進めます。 ☆家庭・地域、行政との協働	継続		全世代	3
学校等	・県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進します。 ☆家庭・地域との協働	継続		全世代	4
家庭・地域	・他の主体との連携を進めるとともに、地域における環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組などの情報を積極的に周知し、学校等や家庭、事業者の協力と参加を図るよう取り組みます。 ☆学校等、他の地域活動団体、事業者、行政との協働	継続		社会人世代 シニア世代	5
家庭・地域	・学校等、事業者、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組へ積極的に参加・協力します。 ☆学校等、事業者、行政との協働	継続	◎	全世代	6
事業者	・他の主体との連携を進めるとともに、職場における環境に配慮した事業活動や環境教育等の取組などの情報を積極的に周知し、他の主体の理解と協力を図るよう取り組みます。 ☆学校等、家庭・地域、行政との連携	継続		社会人世代	7
事業者	・学校等、家庭・地域、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組へ積極的に参加・協力します。 ☆学校等、家庭・地域、行政との協働	継続	◎	社会人世代	8
行政	・学校等、家庭・地域、事業者と連携して、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」から情報を発信することで、各主体の協働取組を支援します。（県民生活環境部） ☆学校等、家庭・地域、事業者との協働	継続		全世代	9
行政	・ながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを活用し、各主体の協働取組を支援します。（県民生活環境部） ☆学校等、家庭・地域、事業者、他の行政との協働	継続		全世代	10
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。（再掲）（県民生活環境部、市町） ☆学校等、家庭・地域、事業者との協働	継続	◎	全世代	11

主体 区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
行政	・環境に関するイベント、キャンペーンの実施や各主体が実施する環境に関するイベント等へ参加・協力することにより、環境教育等を推進します。(再掲)(県民生活環境部、産業労働部、水産部、農林部、市町) 【取組例】 ○スマートムーブに関するキャンペーン(県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク等) ○県内の一斉行動参加店におけるマイバッグキャンペーン ○環境月間における空き缶回収キャンペーン など ☆学校等、家庭・地域、事業者、他の行政(他部局)との協働	継続	○	全世代	12
行政	・各分野において、各主体や指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。(県民生活環境部、農林部、土木部、教育庁) ☆学校等、家庭・地域、事業者、他の行政との協働	継続		全世代	13
行政	・消費者教育等の教材等のコンテンツの共通化を通じて、互いの教育の内容を織り込んだり、連携して実施、展開することなどで効果的・効率的に環境教育を推進します。(再掲)(県民生活環境部) ☆学校等、家庭・地域、事業者、他の行政(他部局)との協働	継続		全世代	14
行政	・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進します。(関係部局) ☆学校等、家庭・地域、事業者、他の行政との協働	継続	○	全世代	15
行政	・市町が実施する海岸漂着ごみの回収処理やその発生抑制の取組を支援するとともに、市町やボランティア団体等と連携した環境教育や啓発活動により海岸環境の保全を図ります。(再掲)(県民生活環境部) ☆学校等、家庭・地域、他の行政との協働	継続	◎	全世代	16
行政	・中間支援機能を有する団体との交流や情報交換等により中間支援団体の機能充実にに向けた取り組みを支援します。(県民生活環境部) ☆地域活動団体、行政との協働	新規		社会人 世代 シニア 世代	17

注) ◎は取組に関連する数値目標があるもの、○は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの

3.【施策3】人材の育成

環境保全活動や環境教育、ESD の取組を効果的に進めるためには、環境意識の浸透を担う人材の育成や、体験学習や環境学習を支援する人材の育成、学校や自治会等の地域活動を支援する団体や人材の育成が求められており、人材の育成に関する以下の取組を進めます。

<各主体における取組>

主体 区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
学校等	・県教育センター等によるESDの実践につながる研修講座や環境学習フェア、環境教育指導者養成講座等の研修を通じて、教科横断的な視点での環境教育や、各教科以外で環境教育を実践できる指導者を養成します。	継続		社会人 世代	1
学校等	・県立青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）と公共機関及び民間団体や地域の体験活動の指導者間の交流を進め、相互のネットワークによる情報発信・情報交換を支援します。	継続		社会人 世代 シニア 世代	2
家庭・ 地域	・環境教育等の実践につながる研修会の開催や、他の主体が実施する研修会への参加などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組めます。	継続		社会人 世代 シニア 世代	3
家庭・ 地域	・行政が開催する環境教育や環境保全に関する研修会等に参加するとともに、行政と連携して環境教育や環境保全に関する研修会等を開催します。	継続		社会人 世代 シニア 世代	4
事業者	・環境教育等の実践につながる研修会の開催や、他の主体が実施する研修会への派遣などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組めます。	継続		社会人 世代 シニア 世代	5
事業者	・行政が開催する環境教育や環境保全に関する研修会等に参加するとともに、行政と連携して環境教育や環境保全に関する研修会等を開催します。	継続		社会人 世代 シニア 世代	6
行政	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」から、環境教育プログラムや環境教育・環境保全の活動事例集などの情報を発信し、ノウハウのスムーズな習得につなげます。（県民生活環境部）	継続		社会人 世代 シニア 世代	7
行政	・ながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを活用し、環境リーダーの数の拡大を図ります。（県民生活環境部）	継続	○	社会人 世代 シニア 世代	8
行政	・環境活動指導者養成講座等の研修により、ESDや環境教育等を実践する教職員や環境リーダーなど、身近な環境保全活動を引き出すことができる指導者を養成するとともにICTを活用し、受講の機会の拡充に努めます。（県民生活環境部、教育庁、一部市町）	拡充	◎	社会人 世代 シニア 世代	9
行政	・各分野において、各主体や指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。（再掲）（県民生活環境部、農林部、土木部、教育庁）	継続		社会人 世代 シニア 世代	10
行政	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」から、環境教育等に取り組む団体に対する助成金等の情報などを発信し、環境教育等に取り組む団体の基盤強化につなげます。（県民生活環境部）	継続		社会人 世代 シニア 世代	11

主体 区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
行政	・家庭・地域や事業者等における知識や技術を持つ人材を生涯学習情報提供システム「ながさきまなびネット」に講師として登録し、学校等や生涯学習の場での活用を推進します。（教育庁）	継続		社会人 世代 シニア 世代	12
行政	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」やながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジンなどを活用し、元気高齢者を含む地域の人材情報や活動情報等を収集・発信することにより、環境教育等に取り組む団体等の人材確保を支援します。（県民生活環境部、福祉保健部）	継続		社会人 世代 シニア 世代	13

注) ◎は取組に関連する数値目標があるもの、○は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの

4. 【施策4】拠点機能と情報発信の充実

様々な世代の方々や各主体に環境に関する関心や興味を高めいただき、効果的に環境保全活動、体験活動及び環境教育を実践できるようにするため、拠点機能と情報発信の充実に関する以下の取組を進めます。

<各主体における取組>

主体 区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
学校等	・省エネルギー型空調設備や照明器具等の環境に配慮したエコスクールを推進し、環境教育の拠点として活用します。	継続		小学生 中学生 高校生	1
学校等	・学校林など学校が有するフィールドを整備します。	継続		小学生 中学生 高校生	2
学校等	・県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進します。(再掲)	継続		全世代	3
学校等	・大学は、環境保全に関する研究を行うとともに、授業や公開講座、出前講座等を通じた環境教育に取り組みます。(再掲)	継続		大学生 ほか 全世代	4
家庭・ 地域	・公民館などにおいて、情報提供の拠点となるよう市町へ働きかけます。	継続		全世代	5
事業者	・事業所における環境に配慮した事業活動や環境教育等の取組を活用し、体験機会や、情報提供の拠点の一つとして整備します。	継続		全世代	6
行政	・ESDを推進するとともに、ESDに積極的に取り組むユネスコスクールの活動を支援します。(教育庁)	継続		小学生 中学生 高校生	7
行政	・環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」やながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを通して、環境教育関連施設や環境イベントなどの情報を集約して発信するなど、県民が利用しやすい情報のプラットフォームになるよう努めます。(県民生活環境部)	継続		全世代	8
行政	・環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設、上下水道施設等の生活環境施設及び県環境保健研究センターなど研究機関等を体験機会の場として提供するとともに、環境に関する取組の説明や情報発信等を行います。(県民生活環境部、産業労働部、水産部、農林部、市町)	継続	◎	全世代	9
行政	・学校林など学校が有するフィールドの整備を支援します。(農林部)	継続		小学生 中学生 高校生	10
行政	・生物多様性保全に係る活動に取り組んでいる学校を、生物多様性モデル校として指定します。(県民生活環境部)	継続		小学生 中学生	11
行政	・島原半島ユネスコ世界ジオパークや自然公園などESDの実践の場としての活用を促進するとともに、本県の特徴である海や島の活用を含めた体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供します。(県民生活環境部、教育庁)	継続	◎	全世代	12
行政	・自然体験活動をはじめ、様々な体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている県立青少年教育施設(少年自然の家、青年の家等)の活用を促進します。(教育庁)	継続		全世代	13
行政	・公民館などにおいて、環境教育に関する講座が実施・充実するよう市町へ働きかけるとともに、学習成果が地域に活かされるよう支援します。(教育庁)	継続		全世代	14

主体 区分	取組内容	継続 拡充 新規	指標	対象 ライフ ステージ	No.
行政	・環境保全活動や環境教育の拠点となる環境教育関連施設などとの情報交換、相互連携を推進し、情報発信の充実を図ります。（関係部局、市町） 【環境教育関連施設の例】 ○ビジターセンター ○水族館や動植物園 ○青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等） ○地球温暖化防止活動推進センター（サステナプラザながさき、させばエコプラザなど） ○県環境保健研究センター など	継続		全世代	15
行政	・環境教育等に関する教材や情報の提供、環境教育プログラムの作成支援などにより、拠点となる環境教育関連施設における体験活動や環境教育等の取組を支援します。（県民生活環境部、農林部、教育庁）	継続		全世代	16
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の環境教育等に活用できるエコソールの提供を行います。（再掲）（県民生活環境部）	継続		全世代	17

注）◎は取組に関連する数値目標があるもの、○は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの

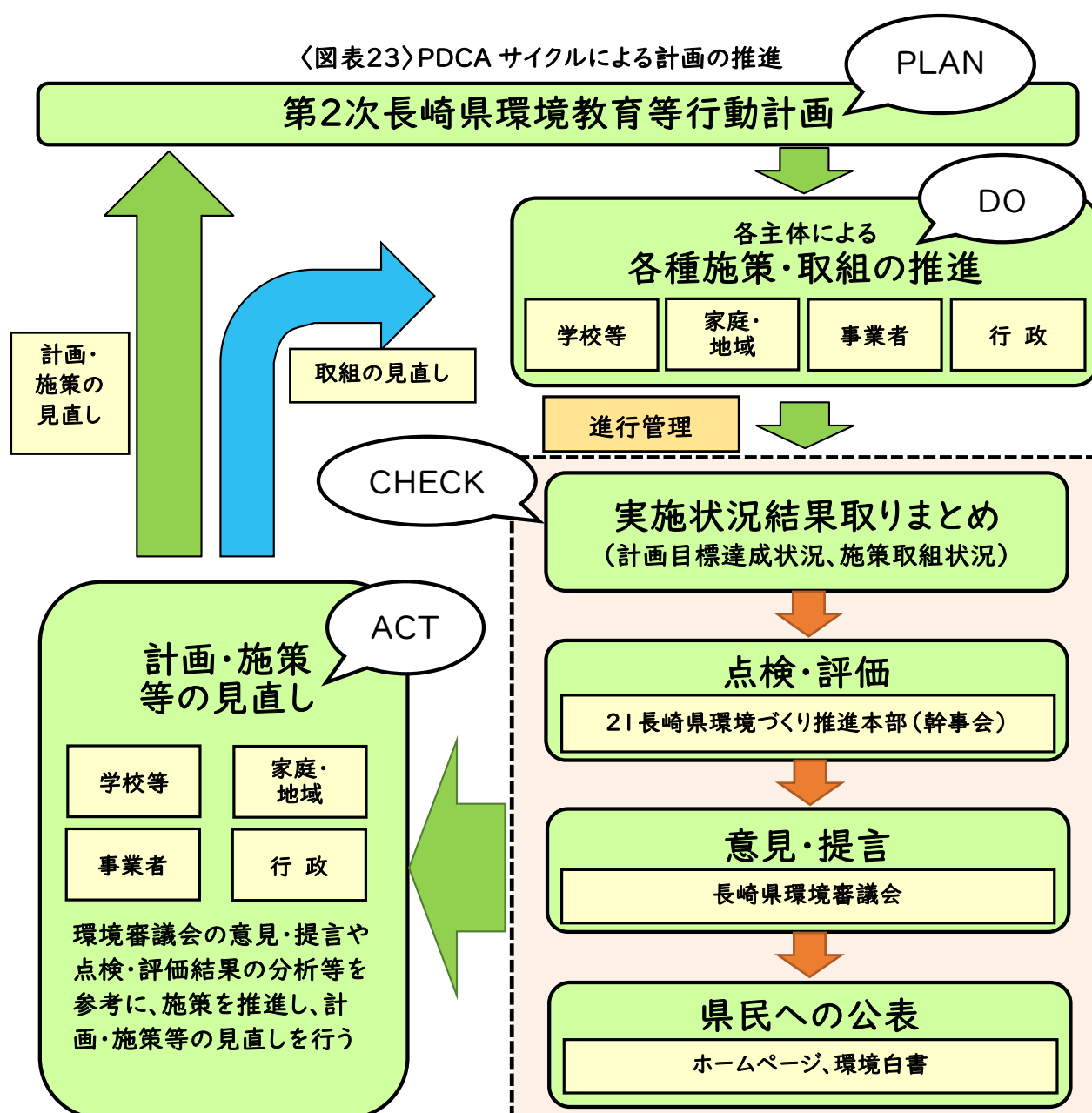
第5章 行動計画の進管理

1. 進管理の方法と体制

この計画の継続的な推進を図るため、毎年度、計画目標の達成状況及び施策の取組状況について結果を取りまとめ、庁内組織である「21長崎県環境づくり推進本部（幹事会）」において点検・評価を行うとともに、長崎県環境審議会（以下「環境審議会」という。）に報告し、意見・提言をいただくことで、進管理を行います。また、取りまとめた結果等は、ホームページや環境白書を通じて県民へ公表します。

なお、環境審議会の意見・提言や点検・評価結果の分析等を参考に、各主体（学校等、家庭・地域、事業者、行政）と連携して施策の推進に努め、必要に応じ施策や取組の見直しを行うとともに、中間見直し及び改定の際には、毎年度の進管理結果を反映します。

〈図表23〉PDCA サイクルによる計画の推進



2. 計画目標の達成状況把握

計画目標（下表）の達成状況については、県民意識アンケート調査（長崎県総合計画進捗管理用）に基づき算定し、把握することを基本とします。なお、他のアンケート調査に基づき算定した「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」も参考値として使用することもあります。

＜計画目標＞

指 標	基準値	中間目標値	目標値
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	62% (2018 年度)	84% (2025 年度)	100% (2030 年度)

3. 施策の取組状況の把握

計画目標を達成するために設定した4つの施策の取組状況については、第4章に掲げる各施策の取組のうち、関連する他の計画等の中で目標を設定している取組（第4章個別表の指標欄に「◎」を付している取組）に係る指標（図表24）の進捗状況について所管課室から報告を受けることで、把握することとします。

また、取組状況の進行管理を補完するため、数値目標は設定していないものの、県環境白書等で取組の実績値を毎年度把握している取組（第4章個別表の指標欄に「○」を付している取組）の指標（図表25）の実績について所管課室から報告を受け、経年的な推移を見ることで把握することとします。

＜図表24＞関連計画等の中で目標を設定している指標一覧

施策区分	指 標	基準値	目標値	関連計画等の名称
施策1	自然体験に取り組んでいる小・中学校の割合	100% (2023年度)	100% (2030年度)	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025、第四次長崎県教育振興基本計画
施策1 施策2	環境アドバイザーの派遣回数	152回 (2024年度)	毎年度設定	長崎県政策評価条例に基づく事業群評価調書 【参考】2024年度目標：130回
施策1 施策2	官民による海岸漂着物等の回収活動事業数	131回 (2024年度)	140回 (2030年度)	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025、長崎県環境基本計画
施策3	環境活動指導者養成講座の参加者数	31人 (2024年度)	30人 (毎年度)	長崎県県民生活環境課における事業計画
施策4	環境保健研究センターにおける教育研修の実施回数	40回 (2024年度)	毎年度設定	長崎県環境保健研究センター事業等実施計画
施策4	自然公園利用者数	10,843千人 (2024年度)	14,000千人 (2030年度)	長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025、長崎県環境基本計画

〈図表25〉取組の実績値を毎年度把握している取組の指標一覧

施策 区分	指 標	直近実績値	実績値根拠資料
施策1	ながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジン配信件数	285件 (2024年度)	長崎県県民生活環境課調べ
施策1	こどもエコクラブの会員数	830人 (2024年度)	長崎県環境白書
施策1	緑の少年団の会員数	455名 (2024年度)	長崎県林政課調べ
施策1	インタープリター（森の案内人）と連携したイベントの参加者数	1,768人 (2024年度)	長崎県環境白書
施策1 施策2	環境アドバイザーを派遣した講演会等の参加者数	6,145人 (2024年度)	長崎県環境白書
施策1 施策2	県管理の公共施設（道路、河川、海岸、港湾等）における清掃美化活動者参加者数（年間延べ人数）	39,909人 (2024年度)	長崎県環境白書
施策1 施策2	森林ボランティア参加者数	669人 (2024年度)	長崎県環境白書
施策1 施策2	長崎県地球温暖化防止活動推進員による啓発活動への参加数	39,187人 (2024年度)	長崎県環境白書
施策1 施策2	環境月間空き缶回収キャンペーン参加者数	59,369人 (2024年度)	長崎県環境白書
施策1 施策2	県内の一斉行動参加店におけるマイバッグ持参率	75.3% (2024年度)	長崎県環境白書
施策3	環境アドバイザー登録者数	個人47名及び 16団体 (2024年度)	長崎県県民生活環境課調べ